

平成16年第2回佐渡市議会定例会会議録（第7号）

平成16年6月18日（金曜日）

議事日程（第7号）

平成16年6月18日（金）午前10時00分開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

追加日程 報告第6号、報告第7号、議案第79号～議案第83号

出席議員（58名）

1番	松本展国君	2番	大石惣一郎君
3番	本間勘太郎君	4番	中村剛一君
5番	臼杵克身君	6番	島倉武昭君
7番	木村悟君	8番	稲辺茂樹君
9番	金田淳一君	10番	臼木優君
11番	山本伊之助君	12番	浜田正敏君
13番	廣瀬擁君	14番	大谷清行君
15番	小田純一君	16番	末武栄子君
17番	小杉邦男君	19番	大桃一浩君
20番	中川隆一君	22番	岩崎隆寿君
23番	高野庄嗣君	24番	羽入高行君
25番	中村良夫君	26番	石塚一雄君
27番	若林直樹君	28番	田中文夫君
29番	金子健治君	30番	村川四郎君
31番	高野正道君	32番	名畑清一君
33番	志和正敏君	34番	金山教勇君
35番	臼木善祥君	36番	渡邊庚二君
37番	佐藤孝君	38番	金光英晴君
39番	葛西博之君	40番	猪股文彦君
41番	川上龍一君	42番	本間千佳子君
43番	大場慶親君	44番	金子克己君
45番	本間武雄君	46番	根岸勇雄君
47番	牧野秀夫君	48番	近藤和義君
49番	熊谷実君	50番	本間勇作君

51番	祝	優	雄	君	52番	兵	庫	稔	君			
53番	梅	澤	雅	廣	君	54番	竹	内	道	廣	君	
55番	渡	部	幹	雄	君	56番	大	澤	祐	治	郎	君
57番	肥	田	利	夫	君	58番	加	賀	博	昭	君	
59番	岩	野	一	則	君	60番	浜	口	鶴	藏	君	

欠席議員（2名）

18番	池	田	寅	一	君	21番	加	藤	真	君
-----	---	---	---	---	---	-----	---	---	---	---

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	高	野	宏	一	郎	君	総務課長	親	松	東	一	君
市民課長	清	水	紀	治	君	企画情報課長	齋	藤	英	夫	君	
建設課長	佐	藤	一	富	君	水道課長	植	野	研	一	君	
農林水産課長	斉	藤		博	君	観光商工課長	斎	藤		正	君	
財政課長	浅	井	賀	康	君	社会福祉課長	熊	谷	英	男	君	
環境保健課長	仲	川	正	昭	君	医療課長	木	村	和	彦	君	
会計課長	粕	谷	達	男	君	農業委員会事務局長	渡	辺	兵	三	郎	君
教育委員会 教育学校教育課長	古	田	英	明	君	教育委員会 教育生涯学習課長	松	田	芳	正	君	
教育委員長	豊	原	久	夫	君	教育長	石	瀬	佳	弘	君	
選挙管理委員会 委員長	林		千	隆	君	選挙管理委員会 事務局長	仲	川	敏	明	君	
消防長	加	藤	侑	作	君	両津支所長	佐	々	木	文	昭	君
相川支所長	大	平	三	夫	君	佐和支所長	中	川	義	弘	君	
新穂支所長	末	武	正	義	君	畑野支所長	宇	治	秀	三	郎	君
真野支所長	逸	見	政	義	君	小木支所長	菊	地	賢	一	君	
羽茂支所長	青	木	典	茂	君	赤泊支所長	中	川	逸	郎	君	
代 監 査 委 員 表 員	清	水	一	次	君							

事務局職員出席者

事務局長	佐	々	木		均	君	事務局次長	山	田	富	巳	夫	君
議事係長	中	川	雅	史	君		議事係	松	塚	洋	樹	君	

午前10時00分 開議

○議長（浜口鶴蔵君） おはようございます。ただいまの出席議員58名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（浜口鶴蔵君） 日程に従いまして一般質問を行います。

質問並びに答弁は簡潔にお願いいたします。

順位に従いまして近藤和義君の一般質問を許します。

48番、近藤和義君。

〔48番 近藤和義君登壇〕

○48番（近藤和義君） 「医者と呼ば。医者はどうしたんだ。何でくらせんだ」、連絡がとれません。「何しているんだ、助かるのに」、隊員は汗だくになって人工呼吸を続けておりますが、どうしても医者の手配ができません。1時間近くたって、佐和田の個人医院の医者が到着をして死亡を確認しました。私が17年前、33歳で初めて議員に立った年、近所の主人がふろ場で倒れて、こういう状態でございました。私は、このときから救急車には医者に乗って走るべきと確信し、その主張を続けてまいりました。その間消防議員もしましたが、ドクターカーとドクターヘリを導入すべきと何度も提案をしてまいりました。このことはこの後答弁に立つ消防長もよく知っていることと思いますので、前向きな答弁を期待するものであります。

さて、このたび市会議員になり、新市建設計画を見て救急医療の項目の中でドクターカーの配備が必要、ヘリポートの設置が必要の文章が、文字が目飛び込んでまいりました。長い年月を経て、初めて佐渡の公式な文書の中でドクターカーという言葉が登場し、大きな感動を覚えているところであります。

あわせて、6月14日の同僚議員の一般質問で、行政が一定の補助を出して医師を確保し、質の高い医療の提供が必要との市長答弁を聞き、やっとドクターカーとドクターヘリの実現できる 때가近づいたと実感しているところであります。

さて、今から22年前、昭和57年6月に日本でドクターカーが運用を開始され、その12年後の平成6年5月に救急救命士による高規格救急自動車の運用が開始をされました。その後急速に全国でドクターカー、そしてドクターヘリが導入され始め、救命率の向上が実証をされております。新市建設計画では、救急30分圏を目指しております。しかし、現状では40分圏も不可能でございます。ドクターカーとドクターヘリの連携による運用によって、佐渡島の救急10分圏が可能となります。また、島内で処置できない重篤患者に対しましては、新潟まで20分で飛ぶことができます。救急医療は時間との闘いであり、心肺停止から1分ごとに10%ずつ救命率が落ちていくと言われております。質の高い医療の提供が必要との認識では、市長と全く意見の一致を見るものであります。このことは生死を分ける重篤患者に対しましてはもちろんであります。例えば佐渡で手足の指を切り落とした場合、それを氷詰めにして病院へ持ち込んでもつけることができず捨てているという、本土では全く考えられない現状が佐渡では続いております。医療と教育は、たとえ離島であっても本土との格差は解消すべきなのです。市長の救急医療に対する見解をお伺いします。

2番目、高齢者介護について伺います。現在佐渡には特別養護老人ホームのベッド数は365床ございます。しかし、これが満杯で待機者は500名を超えていて、なかなか入所をすることができません。市長は、施設介護ではなく、在宅介護を重視しております。確かに昔は家族全員が家にいて、おじいちゃん、おばあちゃんは家族に面倒を見てもらいながら庭の草むしりやはず場の落ち穂拾いなどをできる範囲で手伝いをして、命が尽きるまで家族と一緒にいるケースが多く、本人も病院や施設で人生を終えるより、幸せだったと思います。これが高齢者介護の理想の姿と考えます。しかし、超高齢化社会を迎えて、高齢者世帯と独居老人世帯がこれほどまでに増加した現在では、在宅介護にも限界があります。また、家族に若い人がいても、仕事をやめての長期間の介護は経済的に困難な家庭が大変多いので、特養ホームの増設は絶対必要であります。また、このことが若者の雇用の確保にもつながります。高齢化が数十年先を進んでいる離島佐渡圏において、特養のベッド数の確保の特別扱いの方策がないのか、市長の所見を伺います。

3番目、スポーツ施設の充実について伺います。以前私が社教委員のときに、公民館で若者に対して佐渡に望むものというアンケートをとったことがあります。その結果、1位が遊び場、スポーツや趣味を生かせる場、2位が専門学校や大学、3位が職場でございました。このことから若者の定着に遊び場やスポーツの場の提供が大きな要素になっているものと考えております。ふえ続ける高齢社会福祉を支えるには、自主財源の確保のために生産人口である若者の定着が不可欠です。若者がそのまちの何割を占めるかによって、その自治体の将来が決まると言っても過言ではありません。しかし、現在の佐渡には若い者のためのスポーツ施設が大変不足をしております。老人のためのスポーツや保養施設は、その人口の多さと政治力の大きさを背景に短期間で建設をされてきましたが、若者の施設の充実はなかなか実現を見ることができません。しかし、福祉政策と同様に行政が全力で取り組むべき課題であります。

まず1番目、今若者たちの間でスケートボードを初めインラインスケート、BMX、スリーオンスリー、フットサル、サーフィン、ダイビングなどエックススポーツ、エクストリームスポーツと呼ばれる新しいスポーツが多様な形で広がっております。決まった枠に絞られず、自分を思う存分表現でき、波、風、雪、氷、ストリートや岸壁などの対象の中で自由に自己表現の世界をつくり上げるといったスポーツの発展方向の一つであります。スケートボードは、陸上でもサーフィンの楽しさを味わいたいという欲求からアメリカで始まって、日本でも新しいスポーツとして普及をし、全国大会も開かれております。しかし、佐渡にはそのパークがありません。仕方なく公園や駐車場などで練習をすれば苦情が出ることもあります。このような現状から、公営のスケートボード場の設置を望む声は切実であります。学校5日制で土曜、日曜を地域で有意義に過ごすためにも、その受け皿としての文化スポーツ施設の拡充整備が求められております。その一環としても、小中学生から20代の青年に至るまで、人気の高いスケートボードやインラインスケート、BMXなどができるスケートパークの施設整備を強く市長に求めるものであります。

2番目、オフロードパークであります。藤津川ダム建設の際の残土置き場を平成4年3月にモトクロス場にするために県から金井町が払い下げを受けて、その後藤津川クラブが毎年金井町と使用契約を結んで自主運営をしているもので、藤津川コミュニティーオートパークと命名されております。モトクロスやエンデューロ、トライアルのパークであります。ダム建設の際の残土はそのほとんどが大きな岩石ばかりであったために、転倒の際、大変危険な状態にあります。石のない土の施設や水道、危険防止のための簡単な管理棟の設置を強く求めます。

3番目、平スキー場のチェアリフトについてお尋ねをいたします。佐渡においてのウインタースポーツは、スキーとスノーボードであります。現在平スキー場の営業は冬季3カ月間で自衛隊の訓練や地域公民館活動での利用を含めて2,500人から3,000人です。しかし、佐渡スキー協会によると、スキーヤーやスノーボーダーの中で一度も平スキー場を利用したことがない人が何と3分の1以上おります。その理由は、リフトにあります。平スキー場のリフトは、ハンガーリフトといいまして、ワイヤーを手で握って滑りながら引っ張り上げる方式で、一般の皆さんが認識されている腰をかけてチェアリフトで上がる方式ではありません。そのために手でワイヤーを握るための腕力が絶対に必要です。なければバランスを崩して転んでしまいます。ほとんどの公民館でスキー教室を取り入れておりますが、初心者の子供たちは上達は早いのでありますが、板を担いで200メートルも歩いて登っております。腕力がないために、ワイヤーにつかまることができないのです。また、中上級者の特に女性のスキーヤーの皆さんも、このリフトを利用することができません。最近の子供たちは、家の中でテレビゲームをして遊んでいる時間が長いと聞きます。しかし、唯一の野外のウインタースポーツ施設がこのような状態では、冬場しか体験できないスポーツを子供たちや若者たちから奪う結果となっております。平成23年、24年の普通建設事業計画で上がっておりますが、早期の実現を求めるものであります。

4番目、総合体育館、温水プールであります。現在島内の総合体育館や小中学校の体育館が市民のために一般開放をされております。しかし、各クラブの予約で年間を通して満杯であって、一般の市民はほとんど利用できない状態にあります。また、温水プールも県営のものが1カ所ありますが、若者に限らず、年配者の疾病予防にも大きな効果がありますので、希望する声が大変多いのも事実であります。総合体育館の建設と併設しての温水プールの建設を求めます。

次に、少し長くなりますが、農業政策に対して私の考え方を述べて、後で市長の見解も伺いたいと思います。私は、1町歩余りの平均的農家に生まれて、小中学生のころから親の手伝いをしながら農業に触れて、その魅力を感じ、将来は農業で食べていきたいと夢を持って育ちました。当時は開墾開拓、増産が国策として進められており、新潟県でも米の100万トン運動が叫ばれて、鎧潟、福島潟など干拓や開墾、多収品種のレイメイやシュウレイを作付をして、反収13俵、15俵を競っておりました。全国的にも八郎潟の大規模な干拓や北海道など稲作がなかった地域への寒冷地向け品種の改良によって、米の作付が進んでまいりました。

こんな中、私は巻町にあります全寮制の興農館高校に進みました。この学校は、県下一円から大きな経営を目指す青年たちが集まって、その教育も既に30年前であります。40ヘクタールの田んぼで大型機械による1ヘクタール区画の乾田直播が行われておりました。メロンの礫耕栽培などもその実績を上げておりました。稲作や畜産の大規模経営によるコストダウンがその教育の主眼であったわけでありました。

在学中の昭和45年、初めて減反という聞きなれない言葉を耳にいたしました。しかし、私は農政の何かの間違いで、単年度で終わるだろうと考えておりました。ゆうべ私が在学中に意見発表でまぐれであったのですが、西蒲燕の地区大会、県大会に優勝して、熊本の全国大会で優秀賞をとったときの原稿が見つかりましたので、読み直してみました。少しばかり紹介をさせていただきます。「私は、将来発展する精鋭農家になろうと自営者養成高校である興農館に学んで既に2年半を過ぎました。最近緑の空間計画とか農業の第3次産業化が盛んに叫ばれ、新しい農業として観光農業が大きな注目を浴びています。これは自然環

境の破壊された工場環境の中で生活を強いられている都市住民に、人間回復の時間を与えようとするもので、今や全国的なブームを呼んでいます。私もこのような観光を利用した農業を計画する農業者の一人です。

私の家は、観光の島として全国に知られる新潟県は佐渡の金井町で1.5ヘクタールの水田を持つ稲作農家です。佐渡は新潟県最大の観光地で、観光シーズンには全国から80万人近い観光客が訪れ、島内をにぎわします。また、近い将来には東京・新潟間の新幹線ができ、大型フェリーも造船されて、今後ますます佐渡観光は発展するでしょう。私は、このような条件下で将来発展する道は、観光を利用した農業以外にはないと思うのです。一番最後だけ言います。「以上、計画の概要を述べてみましたが、実施に当たっては困難な問題もたくさんあります。しかし、これらは私の努力によって克服していかねばなりません。幸い私の地域は、農業振興計画で肉牛の生産団地として指定されています。現在私は学校で肉用牛部門を専攻し、学習に専念していますが、これらを通して、なお一層技術を身につけ、この地域の青年たちとともにすぐれた肉牛経営を目指し、努力しようと思います。私は、新潟県の一部で公害列島日本を救うという役割を忘れず、広大な自然と動物を相手とするこの経営に青春の全エネルギーをぶつけ、力強く生きる覚悟であります」。今こんな熱さを忘れていますが、当時は百姓で食っていこうという物すごく熱いものを持っていました。

卒業後、19歳から20歳の間、機会を得たので、ニュージーランドで農業研修をしてまいりました。日本とは全く違う形態の年間を通じての草地農業という放牧が主体の1,000頭規模の農場でありましたが、購入飼料は塩以外一円も使っていないのです。そして、仕上がった600キロの牛は、日本で60万、80万の時代に五、六万でした。私は、肉牛肥育200頭を計画しておりましたが、やめました。彼らに聞くと、牛を何頭飼っているかという質問が全くないのです。何エーカーやっている、そういう返答しかありません。40アールに1頭が一番もうけが出て、それ以上でも以下でも損をする、そういう形態の農業でありました。まさに土地基盤の農業です。日本で例えて考えてみたならば、「あんたんとこ、どのぐらい米売っとるさ」という質問はありません。「あんたんとこ、何町歩やっているさ」。稲作こそが日本で土地基盤の農業だと確信をしまして、帰国後米づくりを中心に経営をしてまいりました。現在自作地が8町歩、小作地5町歩で稲をつくっています。

さて、何かの間違ひと思っていた1割減反は2割になり、近年は3割以上の配分が続いております。私は、サラリーマンに置きかえた場合、2年間働いて1年丸々休暇をとっても果たして食っていけるサラリーマンの方がいるでしょうか。また、当時10アール300万で求めた水田も現在は100万以下、米価も低迷を続け、まさに農業は斜陽産業に変わり果てました。昭和30年代の八郎潟の干拓や本来米がつけられなかった東北や北海道への稲作の普及がなければ減反政策は必要なかったわけで、国策の大きな誤りでありました。特に米の適産地新潟県まで傾斜配分とはいえ、強制的な生産調整を引くなどは、まさに愚策であります。そして、現在国全体の水田面積の4割にわたる100万ヘクタールの減反をやってきて、食糧庁の調査によりますと、その7割、67万ヘクタールで復田できない状態にあります。たった30年で3,000年築いてきた日本の水田という文化伝統がもろくも崩れてしまいました。日本の食糧の自給率は40%ですが、これほど食糧を外国に依存している国は一部の砂漠の国を除けばほとんどありません。穀物の自給率は28%で、175ある国の中で128番目で、アフガニスタンとか北朝鮮よりも低いのであります。この依存率を減らすこ

とが食糧安保の観点から急務と私は考えております。

世界銀行や国連では、開発途上国を中心に人口が今の六十数億から80億人に増加し、10年後です。1人当たりの耕地面積は現在の半分になって、世界的な食糧不足になる。特にアジアにおいては、国際稲研究所の報告によりますと、アジアの国の多くが米不足に陥ると予測をしております。私は、余った米はODA予算の中から海外飢餓国に援助をすれば国際的な評価は得るし、減反は必要なくなると主張をずっと続けてまいりました。これは県選出の国会議員の複数の意見とも同じであります。ODA 4兆円のほんの一部、船代だけを出してもらえれば、これが実現できるのです。この政策をとれば、近い将来の食糧不足にすぐに対応できるものと確信します。しかし、減反が長かった、広がったために、田んぼに戻すことができないのが日本国内の減反した100町歩のうちの7割もあるのです。

さて、最近ではほぼ3年ごとに農水省の対策が変わってまいりましたが、今後は政府が責任を放棄して団体、つまりJAに米政策の多くを任せるという方向のようであります。JAでは、これだけ米を売ってあげますよ、あなたには。それ以外はどうぞ自分で売れるなら売ってください、このような政策と理解しますが、全面的に市場原理を導入すれば、必ず日本農業は崩壊をしてしまいます。市場原理の導入と同時に、備蓄米制度や所得補償の導入などによって、保護策、これがなければ日本農業を再生することは絶対できません。農水省は来年から農家への直接補償など新たな補助を始める方針との報道がされております。その素案は、輸入相手国より不利な条件を直接払いで補う、プロ農家に入らない中小の農家は、減農薬などへの環境支払いなどで支援をする。OECDの試算で国内価格の米価を国際価格まで下げても、農業予算2兆円の枠内の1兆7,500億で直接払いによって今と同じ農家所得が維持されるということであります。市長には、この制度が開始された場合、安心、安全で高品質、良食味の佐渡米を守るため、佐渡市としても応分のコシヒカリ生産農家への補てんを求めるものであります。同時に、これまでの日本農業の政策について市長の見解をお伺いをいたします。また、島内4地区ビジョンの説明も求めたいと思います。

最後、地元業者の育成であります。1市になって10カ市町村のときと比較をしてすべての権限、権力が1点に集中をいたしました。公共事業にとっても当然例外ではありません。今まで10の市町村でそれぞれ中小の指名業者が競争しておりましたが、これからは各市町村には500万までの権限しかなくて、発注すべてが高野市長一人となりました。この状態は、一部の大手の企業が入札のほとんどを独占できる基盤が整ったと言っても過言ではありません。今後の財政運営は大変厳しいとはいえ、合特債事業や普通建設債事業など土木建築事業のボリュームは大きいものがございます。私は町議のときに、分離分割発注を提案してA、B、C、Dの中のC、Dのランクの地元業者にも入札ができる仕組みを実施しました。例えば町営住宅建設においては、基礎工事、本体工事、内装電気工事を分けて発注をし、今まで入れなかった地元業者が工事ができて、何と工事総額も安く上がった経験があります。高野市長においても、一部の大手の企業が仕事をとって、下請、孫請に丸投げすることのないように、極力地元の業者を最優先にした公共事業の発注や商工業の振興を強く求めます。あわせまして、地元業者に対する融資の拡充も求めるものであります。

以上、私が今回の市議選で市民の皆様にご訴えてまいりました5項目について市長の見解をお伺いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 近藤和義君の一般質問に対する答弁を許します。

市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、近藤議員のご質問に対して答弁申し上げます。

最初に、ドクターカーの導入について、さらに救急ヘリの同じく導入についてご質問がありました。昭和57年に当時の自治省消防庁がモデル事業としてスタートして20年経過したわけではありますが、確かに救急車に医師を同乗させ、救急現場に出動し、手当てを施すことで救命率の向上は望めるというふうに思います。現在厚生労働省の補助を受けてドクターカーを運営している機関としては、市の救命救急センターに配備され、対応しているのが実情だと聞いております。この状況を見ましても、医療機関にかかわる負担が大きいため、佐渡においては現在医師不足ということもあり、その確保に苦慮しているわけではありますが、このようなことから佐渡市としては救急救命士の養成、高規格救急車の配備、島内の中核となる佐渡総合病院を初めとする医療機関との協力体制を促進し、島内の救命率向上を目指したいということでございます。

さらに、救急ドクターヘリの導入でございますが、救急ドクターヘリ導入促進事業は、民間ヘリコプター会社を活用し、委託により専用ヘリコプターをドクターカーと同じく救命救急センターに常駐させるものであります。平成13年度から救急医療体制の充実を図るためにドクターヘリ事業を全国展開し、現在7カ所の救命救急センターで実施していると聞いております。今後県内の救命救急センターにドクターヘリの配備が可能になれば、遠隔地、離島の救急事情に迅速な対応ができるように要望していきたいと考えております。現在配備されている新潟県消防防災ヘリの救急対応につきましては、また島内からのヘリコプターによる島外救急搬送について消防長から説明してもらいますが、議員がおっしゃっているように、確かに非常に効率、効果があるということは既に実証されているわけであります。先ほど述べましたけれども、医師の問題についてクリアされ、かつ確かにそういう方面に市の応援ができることであれば可能性は高いと思いますし、これはこれで検討してみたいというふうに思います。

さらに、ヘリコプターにつきましても、静岡から始まった救急ヘリのドクターヘリの対応は、一部当時の建設計画でございますが、策定委員会のビジョンの中にも議員のおっしゃるとおり載っております。あの時点で正式に建設計画の中に入っておりますが、確かに……

〔「建設計画に入っていますよ」と呼ぶ者あり〕

○市長（高野宏一郎君） 建設計画……最後にか。

医師に同乗させ、現地に派遣し、かつその内容によっては新潟まで運ぶということは非常に効果があるわけではありますが、その件につきましても、消防長から内容につきましては説明させたいというふうに思います。議員が以前ちょっとご説明いただいた補助の問題等検討しておきたいというふうに思います。

それから、特養ホームは何人も議員からも要請が、あるいは質問がありました。特養の入所については、ご存じのように、今のところ申し込み順ということになってはいますが、要介護度の低い方も将来入所したいということでカウントにもなっております。正確な数字の把握がなかなかつかめないという状態を以前ご説明申し上げましたけれども、これらの特養の問題について、一つには私は議員がおっしゃったように、在宅を中心に考えているとおっしゃられたのですが、これだけのニーズがあるということは十分考えておりますし、簡単に施設介護がなかなか前へ進まない状態を考えて、それでは施設介護を除いて在宅介護でどこまでバックアップができるかという意味で、いろんな状況をご提案申し上げているわけござ

いまして、この内容につきましては既に別の議員からもお話あったように、特区を使ったらどうかというのもありましたし、それからもう少し費用のかからないケース、それは一部は在宅でございますが、一つはケアハウスや、これは痴呆老人の施設ですけれども、グループホーム等あるいは民間から提案をいただく等検討していくということでございます。

それから、スポーツ関係については、これは議員がおっしゃったように、確かに稼ぐ場所がもしあったとしても、楽しく使う場所がなければ実際の経済というのは、あるいは労働意欲というのはわいてこないということでございます。佐渡の場合、一番問題になるのは、確かに議員のおっしゃるとおり、若い人たちのレジャーに対する対応がやっぱり遅れているということであることは間違いありません。現在非常に若い人に人気のあるそれらのご提案のスポーツは、私もこれがどういうふうな形で国や県の制度があって補助があるのかわかりませんが、ぜひこれは検討させていただきたいと。細かいところは教育長答弁をお願いしたいというふうに思います。

それから、佐渡米生産農家に直接補償ということでございます。残念ながら、議員ほど農業に対する知識がございませんので、一部は課長の方に回したいと思いますが、直接補償がもしそういう制度として今は中山間地でございますが、全体に及ぶような制度ができれば、当然それに対応して市でも対応を検討するというところでございます。

それから、島内の4地区に区分した例の佐渡農業水田ビジョン、策定になったわけでありまして。その内容につきましては、経営生産対策実施方針や2番目に経営生産の総合的な振興に関する基本方針、この二つの項目で示されているわけでありまして、これを従来営まれてきた営農類型、地域的なまとまり、地形的、規模的な生産条件から佐渡島内を概略的に四つに区分して各地域別振興方針を統一するというところでビジョンの具現化を図るものであることはさきにもご説明したところであります。この方針内容につきましては、さきの質問にもありましたので、省略させていただきたいというふうに思います。

それから、中小企業最優先の商工振興、これでございますが、市内業者の受注機会の拡大を図るということは、市経済の活性化に欠かせないものであります。その視点に立ちまして、公共事業における指名方針は建設工事指名業者選定要綱において地域産業の振興を図るため、市内有資格者を優先的に指名するとともに、中小建設業者の受注機会の確保に配慮するとなっております。具体的な選定順位は市内に主たる営業所得を有する者を第1順位とするとしております。指名に当たっては、この基準に基づき、行っているところであります。また、発注方法につきましては、建築工事などの分離可能な工事におきましては、例えば本体工事、電気工事、設備工事などに分離するなど分離発注に努めていきたいと考えております。議員は権力が1点に集中するとおっしゃっておられましたけれども、今までの発注の方式も十分検討しながら、これらの分離発注等についても努めていくつもりでございますので、ご了解いただきたいというふうに思います。

佐渡市内のさらに中小企業の商業振興でございますが、これは市内の企業のうちで約8割が中小零細企業で占められておりまして、地域再生も含めた中小企業の活性化が重要課題であることは言うまでもないわけでありまして。議員からの質問であります制度融資などの拡充の件につきましては、佐渡市となって従前にも増して緩和拡充し、効果的に推進するよう努力しておりますが、今後さらに総合的な施策の検討を協議してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたしたいというふうに思います。

○議長（浜口鶴蔵君） スポーツ施設の充実について答弁を許します。

教育長。

○教育長（石瀬佳弘君） それでは、スポーツ施設の充実についてお答えいたしたいと思います。

議員ご指摘のとおり、若者向けのスポーツ施設の充実、今市長もお話しになりましたけれども、大切であると考えております。反省してみますと、教育委員会というのは従来どうしても古くから定着しております野球だとかテニスだとか、そういうものにだけといいますか、そちらの方へ目がいついたなというような気がします。私自身、両津の海岸あたりで子供たちがスケートパークとか、あるいは金井の森林公園でしたか、あそこに施設があつて、ちょっと狭いところで、もっと広いところでやれるといいのになというような気持ちを見ながら思っていたことは事実であります。

ご指摘のスケートパークの建設等につきましては、今お話ししましたように、教育委員会としてはこれからの分野でありますので、鋭意ご指摘をいただきましたので、これから島内の競技人口であるとか、あるいは活動グループの数や内容等を調査して、補助金等の関係も考えながら活動の場を提供するように検討していきたいと、このように思っていますので、よろしく願います。この場合、既存の公園、金井のを見て思ったのですが、森林公園、ああいう公園の中とか、あるいは廃校の学校もありますので、そういうところの活用、そういうことも含めて検討させてもらいたいと思っております。

それから、オフロードパーク、藤津川パーク、これと、それからスキー場につきましては、それぞれ施設改善のご質問でございますので、所管課の方をお願いしたいと思っております。

それから、総合体育館につきましては、現在のところ合併特例債事業に含まれて計画されているところであります。国仲地区と南部地区の2カ所に計画されていますが、今後地域審議会のご意見等をお伺いしまして、教育委員会での協議や議会建設計画等調査特別委員会のご審議をいただきながら慎重に検討していきたいと思っております。

温水プールは、現在のところスポーツハウス、ワイドブルーあいかわ、真野温泉、これ真野は子供用のものですがけれども、これが今度は佐渡全体ということになりましたので、今のところ建設計画はありませんけれども、これで十分佐渡全体を網羅できるのかどうか、その辺また検討してみたいと思っております。

以上であります。

○議長（浜口鶴蔵君） 補足答弁を許します。

消防長。

○消防長（加藤侑作君） それでは、ドクターカーの運用状況についてご説明させていただきたいと思えます。

近藤議員さんとは平成10年ごろからドクターカーについてはご指導いただいておりますが、私もドクターカーについてインターネットで最初調べてみました。そうしたら、プロバイダーのあれですけども、MSNですと1,384とか、ヤフーでありますと3,224とか、こういう膨大な数字が出てきました。これについてはちょっと不信に思いまして、新潟県ではドクターカーというのが新潟市民病院に1台しかないものですから、これは余りにもかけ離れた数字というような感じもしまして、内容をちょっと精査しましたら、人を運ぶドクターカー、また動物にかかわる分も含めた数字であったような気がします。それから、単にお医者さんを乗せて運ぶのも何かドクターカーというような表現をされている部分もあったのかもしれま

せん。

余りにもちょっと大きかったものですし、結果的には厚生労働省の医政局指導課の方へ照会をいたしました。先ほど市長から答弁あったように、すべてドクターカーというのは救急救命センターで配属しておりますし、それで救急救命センターが全国で幾つあるかと申しますと170カ所でございます。それで、ドクターカーの配備数でございますが、63カ所、それで台数にしましては74台。このドクターカーの積載医療機器と申しましょうか、その内容でございますけれども、当然救急救命士に該当するような高規格の機材は当然乗っております。気管内挿管チューブも含めてラリングアル、またエピネフリンも含めた格好での薬も当然乗っていると思います。そういうことで、63カ所の74台、厚生労働省の医政局指導課の数字でございます。

それで、ちなみに消防本部にかかわるドクターカーと申しますと、全国で891の消防本部がございますが、ドクターカーを運用しているのは7本部しかございません。これはまた総務省消防庁救急課の方へ照会をしました。都道府県で申し上げますと、北海道、札幌、それから千葉の船橋、大阪の高槻、それから奈良県、ちょっと広域の事務組合消防本部でございますが、それから茨城の日立、それから山口県の宇部、それから岐阜県の高山市というような格好で消防本部にかかわるドクターカーというのは7本部でございます。

それで、新潟県の状況でございますけれども、近藤議員ご承知のとおり、救急救命センターといのは新潟市民病院、それから長岡の赤十字病院、それからこれ上越の中郷になりますが、県立中央病院の3カ所になっています。ドクターカーを運用しているのは、先ほど申しましたが、新潟市消防局に委託をして、活動内容でございますけれども、新潟市内の1次病院あるいは2次病院から3次病院、これ救急救命センターになりますが、新生児の転院搬送が年間五、六十件あるそうですが、そういう形で運用していると、そういう状況でございます。

次に、ドクターヘリの関係でございますが、これも行き着くところは厚生労働省の方でございました。これも救急救命センターにかかわる部分になるのですけれども、議員ご承知のとおり、平成13年度にドクターヘリの推進事業というふうなことで、13年度は5カ所、14年から7カ所、15年度も7カ所でございます。予算では7億6,400万円、それで基準額がありまして、1カ所当たり年間1億7,000万と、こういうふうな数字が出ております。補助率でございますが、2分の1、国、それから都道府県がその後2分の1というようなことになってございます。

それで、ちなみにドクターヘリの運用病院でございますけれども、全国で7カ所の内訳でございますが、千葉県の病院、それから神奈川県、静岡県、愛知県、和歌山県、岡山、福岡と日本医大、千葉云々、東海大学とか愛知医大、和歌山医大、川崎医大、久留米医大と、こういうふうな7カ所になっております。

それで、私ども新潟県の防災ヘリでございますけれども、例の13年度、ドクターヘリというふうな絡みから防災ヘリに医療機器を積載しております。これも俗に言う2課程対応、2課程と申しますと、救急救命士になる前の課程でございます。消防学校で250時間の研修を受けた資格の者に対応する、これは機器としてはショックパンツ、それからコート鏡はむろんですし、マギール鉗子もむろんですし、それから経鼻エアウエー、鼻からのエアウエーもできますし、そういうふうな格好で対応させてもらっております。

ちなみに、島内から新潟への患者搬送数でございますけれども、佐渡病院から搬送がすべてでございま

して、15年数値でヘリによる搬送が19件でございます。それから、船舶が45件、これヘリとは関係ございませんけれども、合計64件搬送いたしております。

以上でございますが。

○議長（浜口鶴蔵君） 農林水産課長。

○農林水産課長（齊藤 博君） 近藤議員の質問にお答えいたします。

農家所得の直接補償ということがございましたが、先ほど市長の方からもお話ししていただいたわけなのですが、まだ国の方針が確定しておりません。今検討されている最中で、基本的には大きな農家に優遇して中小の農家には今までみたいな補償がだんだん少なくなるというような方針で進んでいることだけは間違いのないと思いますが、確定しまして、その中で直接補償が可能かどうかということは、各関係機関と十分協議をさせていただいた上で対応したいと思っております。

それと、島内の4地区の区分なのですが、これは梅澤議員、村川議員の質問にもございまして、基本的には同じものでございますので、省略させていただきたいと思っておりますが、以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 企画情報課長。

○企画情報課長（齋藤英夫君） 先ほどのオフロードパークの関係につきまして答弁をさせていただきます。

ご質問のあった件につきましては、経過等につきましては近藤議員のお話しされたとおりであります。この土地につきましては、工事完了後、原状復帰をし、地権者に返すという計画であったわけですが、土地の形状がわからなくなったところから県が買収が不可能なため、旧金井町が買収したという経過がありました。この藤津川の残土置き場にモーターサイクルクラブの方からモトクロス場としての申し入れがありまして、検討の結果、無償で貸与することになったという経過がありました。佐渡市の方といたしましても、当面利用の予定がなく、使用に関しても問題はないというところから現在まで毎年更新をしているという状況であります。13年の7月にモーターサイクルクラブの方から、この土地へ残土搬入の協議の申し入れがあった際には、関係課と協議の上、作業への立ち会い、指示に従うこと、購入する土地から除去した石類、ごみは責任を持って処理すること等の条件を付して許可したところであります。当然今ほど質問のありました石のない土という部分につきましては、私ども当面の対応としては、モータークラブの代表者とも話し合いの上、早急に今の対応を協議してまいりたいというふうに考えております。

また、恒久的な施設整備の計画等につきましては、教育委員会とも協議の上、どのような対応がよろしいのか協議を進めてまいりたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（浜口鶴蔵君） 48番、近藤和義君。

○48番（近藤和義君） 再質問をいたします。

医療の関係ですが、市長の答弁は医者が不足をしているから救急救命士を育成して、それで対応したい、ドクターヘリについては要望をしていきたいというふうな趣旨でございました。最初の質問でも申し上げましたように、医者が不足をしているのはよくわかっています。一番最初の一般質問に市長が答えられたように、やっぱり先ほど質問で言いましたように、指を落としてもつけられないような医療ではだめですから、ドクターカーやドクターヘリが導入されなくても、医師のレベル、医療のレベルは上げるべきというのは、その1点を考えれば市長と私は全く意見が同じなのです。ついては、もう少し経験豊富な医者を佐渡に呼ぶべきで、呼べばドクターカーは今2台あって、あと3台入ります。一円も購入費をかけないで、

今ある2台が医者を乗せるだけで、医薬品を積むだけで使えるのです。医者の手配だけです。医者を1人なり3人手配するという事は、重篤患者ではなくても物すごく医療のレベルが本土並みに近づけるということですから、ご検討をいただきたい。

それから、佐渡市は日本で3番目に広い市です。先ほど来国内でドクターカーが何台しか走っていない、74台しか走っていない、ヘリは8台しか飛んでいないと言われますが、3番目に広い。1番目、2番目はもう飛んでいる、走っていると思います。3番目の佐渡が一番時間がかかるのです、遠隔地まで。ぜひとも前向きに検討をしていただきたいし、必要であると思います。

ドクターヘリ、消防長が答弁されたように、1億7,000万出ます。それは国が半分、県が半分。川崎ヘリとか、今ドクターカー持っている業者四つありますが、市の負担はゼロなのです。全部飛行機会社に委託をすれば飛べるのです。したがって、ドクターカーにおいてもドクターヘリにおいてもお金がかからない。医師の手配だけなのです。医師を手配すれば、救急以外の医療のレベルもうんと上がるわけですから、この格差だけは絶対に離島のハンディとして残してはいけない、そう思うわけですが、もう一回市長の見解を問います。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

市長。

○市長（高野宏一郎君） ご質問にお答えします。

くだらぬことですが、3番目に広いというのは、どんどん合併しているものですから、合併の当時は5番目、それから現在は6番目だそうでございます。そんなこと言っている質問ではありませんで、確かに医療のレベルアップをしようというのは、議員と同じでございます。そういう意味で、どの辺が、特にドクターカーについては高規格救急車がもう既に配備されているわけです。これからも配備が進んでいくということでございますから、医師だけというのも確かにわからぬでもありませんので、これについては私の考えている医療のバックアップということも含めて検討させていただきたい。

それから、救急ヘリにつきましては、本当にそういう補助はつくのかと。残念ながら私は知り得ておりませんので、これにつきましては消防長の方に内容をちょっと調べさせて返答させます。

○議長（浜口鶴蔵君） 48番、近藤和義君。

○48番（近藤和義君） 救急医療について、あと1点だけお伺いをします。

救急救命士は今何人いて、どこまでできるのか、それをお伺いします。現在どこまでできるか。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

消防長。

○消防長（加藤侑作君） お答えをいたします。

今有資格者は14名でございます。先般お話しさせていただいたとおり14名で、実際活動できる隊員は8名でございます。中央署に4名、南佐渡に4名。あとの6名についてはどういうことになっているかと申しますと、先般も申し上げましたけれども、就業前研修というのが160時間医療機関で研修を受けなければならぬことになっています。それを今度新潟医療専門学校の学生もかかってくるものですし、佐渡病院もちょっと大変な状況なのですけれども、8月になりますと、両津署の救命士をお願いすることになっております。実際動くのは、今現在8名でございます。

それから、処置の内容でございますが、議員ご承知かと思うのですけれども、平成14年の4月の17日に救急救命士の業務のあり方検討会というのが開かれまして、これは第1回の会議でございますが、その中では委員として長岡赤十字病院の外山先生が副院長さんでございますが、その先生がやられておりますし、それから消防関係では仙台消防局の森警防部長がやられておりました……

○48番（近藤和義君） いいです。今何ができるのか。

○消防長（加藤侑作君） 7月に除細動の関係のが出ましたし、それは東京へ行って研修を受けまして、今除細動行為はできます。

○48番（近藤和義君） 何人できるか。

○消防長（加藤侑作君） 3名できます。

それから、次に気管内挿管でございますけれども、今度6月の24日だったと思うのですけれども、ちょっと消防学校の方へ3名を入校させまして、これは実際には症例は30症例というのがあったのですけれども、やはりそれこそ地方の病院になりますと、30症例というのはなかなか難しいものですから、その辺を含めての内容かと思うのですが、消防学校で3名講習を受けることになっています。それから……

○48番（近藤和義君） 今現在何ができるかということです。

○消防長（加藤侑作君） 除細動、それと静脈確保、それと食道をラリングアルで閉鎖して酸素を送る方式ができます。

○議長（浜口鶴蔵君） 48番、近藤和義君。

○48番（近藤和義君） つまり今現在は除細動ができる、電気ショックができる救急救命士が3人、それと点滴、静脈の確保だけです、今現在。

消防庁の報告がなされました。消防庁救命効果検証委員会というところからであります。消防長も持っていると思うのですが、消防庁の救命行為の検討委員会で調査の結果、一般の救急車で搬送されて救命士の資格のない救急隊員の場合に比べて、医師と救急救命士が同乗した場合には生存率は4倍、それから99年から99年4カ月までの2,920例に対して分析調査した結果ですが、ドクターカーの場合、医者が乗った場合が10.8%助かっている。救急救命士だけが乗った場合は3.4%しか助からない。一般の救急隊員では2.7%、つまりこれにおいても3倍から4倍、救命率が高い。神経性疾患、心臓に疾患のある患者を運んだ場合、医者が乗った場合は12.7%、救命士が乗った場合は4.0%、一般隊員が乗った場合はゼロ%、これにおいても救命士はもういるのです。医者が乗るか乗らないかだけで救命率3倍から4倍、心臓に関しては救急隊員ではゼロ%。今私が伺いましたのはなぜかということ、気道確保も今現在できない。30症例積みまなければできない。あと何年後になるかわかりません。つまり今できるのは電気ショックと静脈の確保だけです。そうしますと、ゼロ%と10.8%の差が、今医者が乗るか乗らないかで生まれているのです。それをよくご理解をいただいて、ある救急車に薬と医者だけ乗れば、これほど救命率が上がるのです。市長もよくご理解をいただいて、ご検討をお願いします。

特養ホームの増設ですが、きのう同僚議員の質問で大変話題になっていました福祉特区での増床はできないのですね。わかりますか。特区での県の割り当ての枠は広がる可能性があるのですか、ないのですか、それ一言だけお伺いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（熊谷英男君） お答えいたします。

特区といたしましてもいろいろな形態がある関係で、枠が広がるかどうかという部分については今後検討させていただきたいと思います。

なお、昨日いただいた資料の中では、今枠を広げるというのとはまたちょっと若干ニュアンスが違っていました。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 48番、近藤和義君。

○48番（近藤和義君） 農業問題を質問したいと思います。

一昨年、認定農業者の全国サミットに参加をしました。九州でありましたが、そこでの報告です。中国の黒竜江省で日本の商社が行ってコシヒカリをつくらせている。新潟県の気候と大変似ているものですから、おいしいコシヒカリです。下手すると新潟県に勝つかもわからないといううわさですが、そのコシヒカリが1俵、現地で600円です。今日本では3万円、消費者米価は2万ちょっと。600円で100万トンを用意できるという報告でした。私が言いたいのは、日本人の胃袋は外国に預けてはいけなし、食糧安全保障の観点からどうしても公費でもって日本農業を守らなければいけない。オールフリーにしたら、絶対に1俵600円の米に勝てるはずがありません。ですから、政治も農業第1次産業は保護して行って、食糧安保の観点を考えても農地の保全を考えても、農業というものの生かし方を判断していただきたいし、前向きに取り組むべきだという視点で農業に対する市長の姿勢を伺います。

本年度の16年度予算で、総予算で535億の中で農業予算は26億円、4.89%です。私本会議でも質問しましたが、今まで金井町では農業だけで総予算の10%を下った年はほとんどありません。4.89、これが平準化された場合、我々国仲の人間にとっては農業予算が半分に落ちていく可能性があるわけです。まさに農業切り捨ての予算だと私は感じまして、本会議で質問をして納得がいけないということを申し上げたところでありますが、市長はどうお考えになるか。

それと、これも姿勢を伺いたいのです、金額ではないです。きのうですか、課長が答弁して二、三回同じことを言っていました。認定農業者を中心に今後の佐渡農業を進めます。認定農業者は今佐渡の会長をやっていますが、550人います。去年の10カ市町村の予算は合計で220万ぐらいあるのです。新穂が38万で直播をやったのを抜いても200万。本年の予算書を見ましたら99万円。金額ではないですよ、姿勢です。どうして半額にしたのか。あれほど認定農業者を中心に佐渡の農業を考えなければいかぬ。県でも国でも言っています。課長も言っています。この二つをお答えいただきたい。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

市長。

○市長（高野宏一郎君） ただいまの近藤議員の質問にお答えしたいというふうに思います。

国の制度を含めて今の農業を維持するには、今の直接支払いがいいかどうかは別にしても、直接の補助以外には私もできないと思っています。それについては、私の考え方は同じだと思います。

ただ、この中で535億のうちの4.89%というふうにおっしゃられたのですが、これは内容についてはまだ質問があったばかりでわかりませんから課長に振りますが、恐らくほかの町村の予算と合算して上がつ

てきているものでありますので、ほかの町村で金井さんほど農業を重視というか、比率として産業比率の中でそこまでいっていないければ当然平準化されるということになる数字ではないかと私は寄せられた質問を聞いて考えました。

それから、これ言いわけみたいになりますが、ことしの予算が先ほど申し上げたように積み上げてきた予算でありますので、220万が90万になったという内容についてちょっと私知り得ておりませんので、これも申しわけないけれども、課長に説明させます。

○議長（浜口鶴蔵君） 補足答弁を許します。

農林水産課長。

○農林水産課長（斉藤 博君） 質問にお答えいたします。

今ほど認定農業者の関係で220万が90万に減っています。市長の方からもお話ありましたとおり、今で言います各支所で全部積み上げた予算でございまして、その内容についてはまことに申しわけないのですが、今現段階でどこの地区がどれだけ金額入った、少なくなったというのはちょっと把握できておりませんので、この後資料で調べまして報告させていただきたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 48番、近藤和義君。

○48番（近藤和義君） 時間が6分ですので、あと一つ、二つしか質問はできませんが、私は提案を一つ、二つしたいのですが、市長の考える第1次産業と第3次産業の連携、本会議でもおっしゃっていましたが、それは具体的にどういうことだか先に伺います。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

市長。

○市長（高野宏一郎君） 第1次産業と観光産業……

○48番（近藤和義君） 第1次産業と第3次産業……

○市長（高野宏一郎君） 観光も含めて第3次産業とのドッキング、これも以前から何度もお話ししておりますが、これは第1次産業ばかりでなくて、たまたま観光産業とのドッキングという格好で第3次産業の話になったわけではありますが、第1次産業、農業について言えば、例えばもう既に米とかそういう基幹的な食品については、かなりの比率でもう佐渡の米を使っているというふうに思います。

ただ、野菜類とか果物なんかの比率がまだ60%程度ということで、さらにこれをつないでいくためにどういうふうなネットワークやお手伝いができるかということをご説明したのですが、特に漁業については、もう既にアクションプランの中の食の宝島計画の中で、例えば養殖のヒラメ等は使っていただくようないろいろな措置はさせていただきました。さらに、ブランド化を図った佐渡の産品、こういうものをどう使っていただくかの研究や実証が現在続けられております。そういう意味で、ある程度行政も入り込んで、そのお手伝いをするというのが基本的な考え方でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 48番、近藤和義君。

○48番（近藤和義君） 観光客70万人にありがたい答弁なのですが、すべて1人に1泊2日で4食、飯を食わした場合8,000俵、大きい農家の3軒か4軒分です。小中学校の給食全部佐渡島内の米を使っても6,000俵、私ぐらいの農家が3軒分です。佐渡の収穫量は55万俵ありますから、うれしいですけども、焼け石に水ぐらいの比率かなということでもあります。

私が思うに、提案をさせてもらいます。佐渡米はPRが足りない。料理番組を見ていても何を見ていても魚沼米は出ますが、佐渡米は世界で2番目においしい米、2番目に高い米なのに、少しも出ない。PR不足です。これ行政の責任、我々も含めて責任もあります。例えば鬼太鼓イン原宿のときに私たちがやりましたが、首都圏の電車の中の中刷りに出したり、それから各種イベントに佐渡米をPRに行ったり、努力がありません。

2番目の提案です。中山間地の直接補償制度があります。該当の水田からとれた米は、収穫は少ないが、極めておいしくて安全な米です。これは高値で売れると思いますので、その該当田からとれた米は佐渡清水米というふうな形で特産米とまた違いますが、別扱いで佐渡のトップクラスの米だということで売り出す必要があると思うのです。

3番目、姉妹都市、同僚議員がたくさん提案していましたが、首都圏、関西の大きな都市を囲んだ近郊都市ならば、そこへの直売ができます。運送とか集金はJAにお任せしても、それとのパイプ、例えば50万人いる都市と姉妹都市になった場合に、この無垢の佐渡米の直売をしたならば、消費者米価が3万円ですから、我々が計算した米価で出しているのは2万円しかとれないのです。かなりの量がはけますし、手取りも多くなる。そういうふうに考えますが、その3点、市長の所見を伺います。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

市長。

○市長（高野宏一郎君） PRが足りないということでございます。確かにそのとおりでございます。

ただ、最近聞くところによりますと、やはりこの後の質問にもあるのですが、品質のばらつきがあるという話も聞いております。ぜひ両々相まって効果のある方法をとりませんと、PRばかり進んでもその評価の問題、値段は今佐渡米は恐らく3番目になっていると思います。運賃のことも考えますと、やっぱり品質のいい米をつくっていただくということも非常に大事だというふうに思います。

それから、もう一つ、さっき中山間地の米については別ブランドにしたらいのではないかと。これは真野町長のときにさんざん言いまして、また次の質問とも絡むのですが、真野町は国分寺市と姉妹都市契約を結んでおりました。そこに真野町の米はちょっと中山間地が多いものですから、うまいということで売り込もうとしたのですが、これがなかなか分割できない。これはカントリーセンターの性能の問題かどうか分かりませんが、そういうことでなかなかうまくいかなかったケースがある。現在もうまくいっていないです。そのところがそれほど多くないのかもしれませんが、しかし姉妹都市の国分寺市との間、一時は毎月10トンぐらい給食に使ってもらった経緯がございます。現在でも国分寺市内の米屋さんとの契約で売り込みを続けている現状でありますし、そういうことは確かに非常に大事なことでありますし、宣伝も大事なのですが、これ農協さんにもやっぱり腰を入れて一緒に協力してもらわないと、なかなかうまくいかないということで、今度は一島一市になったわけでございまして、ぜひそういう方向では進めさせていただきたいと、このように思っております。

○48番（近藤和義君） 終わります。

○議長（浜口鶴蔵君） 以上で近藤和義君の一般質問は終わりました。

ここで皆さんにお願いがございます。私ごとによりまして、これから3時ごろまで一時議場を離れなければなりません。この場合地方自治法第106条第1項の規定により、副議長が議長の職務を行うことにな

っておりますので、私が議場を離れている間、岩野副議長に議長職を務めていただくこととなります。大変恐縮ではありますが、皆様のご理解、ご協力を賜りますよう、何とぞよろしくお願いいたします。

ここで暫時休憩します。

午前 11時23分 休憩

〔副議長、議長と交代し議長席に着く〕

午後 1時15分 再開

○副議長（岩野一則君） 昼食前に引き続き会議を開きます。

議長が欠席のため、地方自治法第106条第1項の規定により副議長が議長の職務を行うことになっておりますので、私が議長の職務を務めさせていただきます。ふなれではございますが、よろしくお願いをいたします。

会議録署名議員の追加指名

○副議長（岩野一則君） 私59番、岩野一則は、本定例会の会議録署名議員に指名されておりますので、私が議長職を務めている間、会議録署名議員に会議規則第80条の規定により58番、加賀博昭君を指名いたします。

○副議長（岩野一則君） それでは、祝優雄君の一般質問を許します。

51番、祝優雄君。

〔51番 祝 優雄君登壇〕

○51番（祝 優雄君） この議場におります市長と議員は、活力のある地域づくり、地域経済の活性化、少子高齢化社会からの脱却、高齢者福祉、医療、救急施設の充実、教育と子育て支援、若者が定着できる職場の創造など活力のある島づくりを掲げ、佐渡市として最初の選挙戦を勝ち抜いてきた者たちであります。島民は、自分の支持をした人に将来の島づくりの思いを重ね合わせ、夢を膨らませながら投票所に足を運んだはずであります。私自身は、将来を見据え、合併を推し進めてきた者として、次の世代に向け、間違いない基礎づくりをと幾つかの地域づくり、まちづくり、島づくりを選挙戦で具体的に訴え、200力所ほどで街頭で説明をさせていただきました。島民の皆様方にお示しをした私の基本的な考え方を今後6回ほどの一般質問にまとめ、佐渡づくりへの提言として提示をしております。今議会では、地域経済の活性化策を具体的に示してまいります。また、執行部と相入れないものがあるとなれば、議論を深め、よりよい方向に導いていきたいとも考えております。市長とは正面を向き合っただけの議論を冒頭でまずお願いをいたしておきます。

お尋ねをいたします。今最も深刻で即対応を必要としている地域経済への対応、佐渡市として現在とり得る具体的な経済政策を示していただきたい。あわせて市長の後援会のしおりにある農業など1次産業と観光産業との連携を強め、グリーンツーリズムなど魅力のある観光、自らの力で力強く立ち上がるために離島特区とありますが、具体的に考え方を示しを願いたいと思います。

次に、民間活力で公共事業を行い、PFI方式、財政力の不足を補うとありますが、具体的にPFI方

式を想定している事業があるのかどうか。

次に、市民参加の新佐渡戦略委員会の設置とありますが、具体的には何を狙っているものなのか。

次に、歴史と文化、自然が融合した佐渡らしい景観づくりを進めるとあります。地域の学習を通じて、子供たちに地域づくりの大切さを教え、将来の人材育成をしますとある。以上について具体的に踏み込んだ説明をお願いをいたします。

私は、島づくりの基本として子育て支援と自然環境と歴史から学ぶ小中学校教育が最も重要だと考えております。現在行われている間違っただけの教育が、学力の著しい低下を招いている現実を踏まえるとともに、基礎教科の習得と生きる力ではなく、生きるために何が必要なのかに視点を移し、百年の大計で子育て目標を立て、自然環境と歴史に学び、地域に根差し、地域から世界を見ることのできる子育てが必要だと考えております。私が考えている佐渡経済の再構築対策は、学校教育と密接なかわりがあることを申し添えておきます。

佐渡経済の再構築には、島の持つ最大の資源である自然環境を観光に活用し、1次産業との連携を強め、観光を島民が身近に感じなければ、地域の再生はできないと考えております。環境省では、エコツーリズムモデル事業、農業振興ではグリーンツーリズム、省庁は違いますが、基本的な考え方は同じ方向だと思っております。残された自然環境を守り、より自然な環境を求めながら、家族などとゆとりある暮らしを目指す、これが事業の基本だと私はとらえておりますし、現代の食文化の荒廃を危惧し、提唱されたスローフード、本来的な自然のリズムに立ち戻ろうというものでありますが、佐渡を蘇生させるスローガンにはふさわしい運動ともとらえております。佐渡にこの精神を定着させるためには、自然環境の保全と歴史から学ぶ学習が教育現場に求められております。佐渡では、観光と経済を切り離して考えることはできず、佐渡にとって観光はすべての業種にかかわりを持ち、恵まれた自然環境を求めて訪れる交流人口は、佐渡にとっては生命線とも考えております。また、佐渡島の持つ歴史、文化、自然、自然と歴史がはぐくんでくれた独特の人情は、佐渡島の持つかけがえのない財産でもあり、将来の活力ある島づくりの礎となるものと考えております。今後佐渡市として観光事業に最大の時間と人材、大胆な予算投入が必要と考えております。

しかし、間違っただけではないのは、今後税を使って地域経済の再生策を大胆に進めることにはなりますが、関連事業者には最低限のモラルを持ってもらわなければなりません。今までのように、業者と行政のもたれ合い、責任のなすり合いに終始してきた反省がまず必要であります。企業人として最低限の責任を果たしていただかなければなりません。事業者は、納入業者にルールに従って支払いと納税の義務を果たすことです。この最低限の責任を果たしていただかなければ、税を負担しての新しい島づくりの議論は始まりませんし、議論に参加する資格もありません。今までの観光行政の間違いを正すためには、この際行政が踏み込み過ぎるくらいの決意で取り組まなければならないとの認識のもとに質問を準備をいたしました。お尋ねをいたします。不振著しい地域経済の現状からの脱皮と佐渡観光再生に取り組む市長の考え、決意のほどをお聞かせをいただきたい。

次に、安全でおいしい食材の供給についてお尋ねをいたします。安全な食糧供給には、作物をつくる人と使う人との信頼関係、消費者が求める安全で食べておいしいという3要素が求められていることをまず認識しなければなりません。現在農家には3種類あります。専門的な農業従事者がいて、農業所得の50%

以上が農業収入の専業農家、専門的な農業従事者はいるが、農業所得が50%未満の準専業農家、専門的な農業従事者はなく、農業所得も50%未満の副業農家に分類されます。02年度、農家当たりの全国平均の所得は784万円で、勤労世帯の645万円を上回っております。お尋ねをいたします。佐渡の農家所得、どのようになっているのか、あわせて島内の勤労世帯の平均収入を聞かせていただきたい。

以上、市長の具体的な考え方をお聞かせいただいて、2回目以降、具体的な提案を含め、さらなる議論を深めていきたいと考えております。

これで1回目の質問を終わります。

○副議長（岩野一則君） 祝優雄君の一般質問に対する答弁を許します。

市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） ただいまの祝議員の質問にお答えしたいというふうに思います。

農業、漁業など1次産業と観光産業との連携の具体的な説明ということをまずお答えしたいというふうに思います。今でも観光と1次産業の連携は地産地消の観点から非常に大切なことだというふうに考えております。先ほどの議員のお話にもありましたように、当面観光客の入り込みによって潤う1次産品の量は大きくなったことはないというご意見もありました。しかし、将来伸びる、あるいは伸ばそうとする観光に対する我々が1次産品からの消費をふやしたいという気持ちが一緒であるということであれば、当然今の数字がふえていくということをご理解いただき、あるいはそれを通じて農業、漁業などの1次産業の産品がブランド化し、あるいは島外の搬出もふえていくということにつながるわけでありまして、小さくはないというふうに考えております。とりあえず1次産業と観光産業の関係を考えてみますと、当然旅と食は切り離せないということは十分ご理解いただけると思いますし、佐渡観光の宿泊、民宿や旅館、ホテル等ありますが、規模の大きなホテルになりますと、なかなか価格の問題や手間あるいは品粒ぞろい等のこともありまして、地場産は使いづらいということもあるというふうに伺っております。しかし、さきにも述べましたように、近隣の地元のレストランあるいは民宿、規模の小さい、比較的小規模の宿泊施設では佐渡産をできるだけ多くしたいという需要があるということも十分聞いております。

現在国、県補助の食の宝島事業の一環として、両津地区ではイカ、サザエ、佐和田、真野、相川地区ではヒラメの展開をしているところであります。数、期間及び予算に限界もありますが、一つの試みとして推移を見たいと思っております。1次産業や観光産業も非常に厳しい情勢の中ではありますが、地産地消、特に観光との関係は大きな両輪となって消費につながっていくというふうに考えております。JAや漁協だけでなく、さらに踏み込んで宿泊系サイドや調理人、接客人、小売店、輸送業、仲買人、市場、生産者の組合など関連する民間の方のご意見、お力添えをいただきながら、施策を考慮していくことをございますし、前にも述べましたように、この経済波及効果を考えますと、観光関係者だけではなく、島民すべてがこの観光という事業の重大さにかんがみ、もてなしの心をお持ちいただくようにキャンペーン等でお知らせして意識を変えていただくということを考えております。

それから、離島特区の提案についてご質問がございました。これもいろいろご説明しましたけれども、この特区についてちょっとご説明しますと、佐渡におきましては、この離島特区とでも言うべき特区の申請を離島の観点から今まで各地である特区の構想につけ加えて、離島らしい、あるいは離島が規制を緩和

してほしい事案について皆さん方と知恵を出し合っていていただいて、庁内あるいは庁外で検討チームをつくり、積極的にそのテーマをすり合わせをしたいというふうに思っております。例えばいろいろ出てきてはおるのですが、これももちろん国や県との調整は要りますが、道路運送車両等の関係で輸送手段特区、その他いわゆるもう既にありますが、どぶろく特区、岩崎議員からご提案のありました取り締まることができる権限を持った民間ボランティア、環境特区など今後早急に佐渡地域の活性化につながり、佐渡ならではのこういうふうな条件を生かせるような制度の確立に取り組んでいきたいというふうに考えております。

さて、新佐渡戦略委員会、これはもう既に庁内で指示は出してあるのですが、具体的にまだ動き出してはおりません。町内外を問わず、新しい佐渡のこれからのテーマや戦略をこの委員会の中で挙げてもらい、それについてそれぞれのプロジェクトチームをつくって検討するという仕組みにしたいということでございます。これもまだちょっと先の話になりますが、そういう意味でそれぞれに佐渡の抱える問題やこれから立ち向かわなければいかぬ問題についてご提案をいただき、検討するという会議にしたいというふうに考えております。

それから、町並み景観、歴史と文化、自然が融合した佐渡らしい景観づくりとあります。これにつきましては、従来の各市町村長あるいは市町村ではなし得なかった佐渡全域が統一したこの佐渡一島一市になりましたゆえに、佐渡らしい景観づくりに努めたいというふうに考えております。町並みを大切にしたい景観づくり、例えば不要な看板の撤去、景観に配慮したガードレールの設置、土木系工事では潜堤の設置や奨励、そのほか例えばのり面の工事一つとりましても、ぜひいろいろな工法の中から地域の景観とマッチをとった、そういうふうな事業に変えていって、佐渡全体を統一感のある島づくりにしたい。そのことによって、環境景観が美しくなるということが交流人口もふやす、佐渡らしい雰囲気をつくるということで観光にも大きく貢献するのではないかとこのように思っております。

地域学習を通じて子供たちに地域づくりの大切さを教え、将来の人材を育成する。これは先ほど議員のお話にもありましたように、生き抜く力を持つ子供たち、私の考えた教育については、いずれ社会生活をしなければいけない、その子供たちを育てるわけでありますので、学校が学校だけの机の上の勉強ではなく、将来社会人として一本立ちができる子供たちを育てたいということであります。これにつきましては、ほかの議員からもご質問の中にもありました。我々は、教育は社会に出るための予行訓練期間というふうに考えております。それが先ほども申し上げましたように、机の上だけの知識の詰め込みなら、なかなか社会に出て戸惑うのも無理はないというふうに考えておりますし、もちろん家庭の教育との関係プレーがどうしても必要であるのは現在の病んだ子供たちの行動様式を見てもわかるわけでございます、このことについてはこれだけ自然環境にすぐれた島に我々子供たちは育つわけでございますので、ぜひ自然環境に密着した考え方を持つ子供たちにしていきたいというふうに考えております。

最も深刻で即対応を必要としている地域経済の対応、これについての取り組みについての覚悟をお聞きしたいということでございます。佐渡の地域経済力、経済の向上についてはいろいろ考えられますが、今考えられることは、島外からのお金と申しますか、そういうものをいかに獲得するかということに詰まるわけでございます。最終的には観光客を、あるいは交流人口を積極的にふやすということが佐渡にとってはこれから非常に必要になってくるというふうに思っておりますので、ぜひこのような島内経済を支える主

要産業については支援をしていきたいと思いますが、ありきたりではありますが、1次産業あるいは既存の製造業につきましても、既に大きな雇用を確保をいただいている企業につきましても、できるだけその生産がスムーズにいくように産廃等の処理の問題等につきましてもぜひ協力等をしていきたいというふうに考えております。

観光業に対する再生策、具体的に示していただきたいということでございますが、これにつきましても今まで述べましたように、本当に佐渡に来た人が満足して帰っていただく、社会経済リサーチの調査にもありましたけれども、佐渡はどうしてもリピーターの数が少ない。繰り返し来るお客さんの数が少ないというふうな数字が出ております。原因については、分析の結果、いろんな問題があるということはわかっておりますが、一挙に全部を変えるわけにはいきません。食事の問題あるいはもてなしの問題、それから願ってきた、あるいは求めてきた人たちに対して適切な観光の場を与え切れていない。こういうものにつきましても、佐渡百選等で、あるいは食の宝島などで対応するわけでございますが、佐渡観光の再生はなかなか簡単ではありません。関係者のご協力、努力により、しかしそれは必ずなし遂げられるものであるというふうに思っております。今後の佐渡の環境は、自然環境を大切に、その環境をおいでになった交流する人々に十分提供できるというふうな仕組みの中のエコツーリズムあるいはグリーンツーリズムという、その方向が大事であるということも言うまでもないわけでありまして、その萌芽、芽生えは既にトキ交流会館の周辺に行われるビオトープ等、水辺づくりに訪れる、もう既に1,000人ぐらいになっておりますが、そういう方々あるいは先ほどご提案ありましたこの両制度をできるだけ使いまして、たくさんの方々に満足を与えてお帰りいただきたいというふうに考えております。

それから、質問にはありませんが、佐渡空港の問題で何度もご質問もありました。この佐渡空港の問題は、あくまでも地権者の皆さん方の協力を得なければいけないわけでございますけれども、この問題の地域産業に与える影響というのは非常に大きゅうございます。ぜひそういう意味では、佐渡起死回生の一手となるというふうに考えております。着実に交渉を積み重ね、新しい空港が佐渡にでき上がる望みを早く生み出してご提示したいというふうに自分では焦っているわけでございますが、決まってからでも10年かかるというご質問もありましたけれども、そこへ至るまでの過程で膨大な公共工事あるいはそれに対する入り込みの交流人口の増大、その他で大きな影響を我々に与えるものというふうに信じております。

ちょっとしり切れトンボになりましたが、ご質問にお答えしました。

○副議長（岩野一則君） 企画情報課長。

○企画情報課長（齋藤英夫君） 先ほどご質問のありました農家の所得についてお答えをいたします。

平成14年の販売農家1戸当たりの平均の農家総所得であります。928万4,500円という統計の結果が出ております。

なお、市民の同時期の所得であります。これは推計であります。691万7,000円というふうに推計をしております。

以上です。よろしく申し上げます。

○副議長（岩野一則君） 51番、祝優雄君。

○51番（祝 優雄君） 今ちょっとこの課長報告で、本当に農家所得928万ですかね、それ間違いないですか。勤労者がこんなものかなというふうに思いますが、それでよければお聞かせください。

今回私がこういう形で観光と地域経済をリンクさせながら活性化策を提示をしてきた、この基本は、今市長が述べたことと同じように、佐渡にとっては観光というものが非常に大きなウエートを占めている、また好影響を及ぼしてくる一端を持っている。この中で、1次産業との連携がどうしても必要だし、それが今欠けていたということでの提示なのですけれども、私は今の受け入れ観光、きょう来てあす帰る、こんな形ではもはや佐渡観光は成り立っていかないだろうということも確信を持っているのです。今後は長期滞在型を目指していく観光に変えていかなければならない。そういうことを前提にしながら、今質問を前段したわけでありませう。

今市長も述べられましたけれども、2月と3月に新潟経済リサーチセンターが佐渡に訪れたお客さんの出口で調査をした結果が報告をされております。そのアンケートのいわゆる締めくくりはこういうふうになっているのです。宿泊施設と料理の評価が低い。観光案内の情報不足など改善に取り組むことが必要であるというふうに報告は締めくくっているのです。観光業者の方々の評価よりも、施設を利用した方々の評価が低いということなのです。こういうところにお客さんが来るわけがない。私は、この結果を見て、市長にもう一つどのような考え方を持って、佐渡観光をどうしていくのかというのを今の答弁ではなくて踏み込んだ答弁をいただけませんか。

○副議長（岩野一則君） 市長。

○市長（高野宏一郎君） 先ほどの一例を挙げますと、さきのグリーンツーリズムあるいはエコツーリズムといいますが、そういうもの、循環可能型のツアーといいますが、我々が使い尽くすというのではなくて、永続し、いつもまた来る、繰り返し来るといふようなことに、行ったらすばらしかったというニーズをどういふふうに与えるか、それはやはり我々が一番持っている環境だとか自然のたたくまい、景観、特に文化歴史の景観、人間がつくったものであっても長い歴史の風雪に耐えた景観、そういうものに身を浸すことによって、ほかの地域からある意味でいやしの空間を求めに来る人たちをふやすというふうにシフトするべきだといふふうに考えています。ですから、それはトキのシンボルを考えて、我々はトキだけを見に来るといふのではなくて、トキをテーマにして我々の環境をよくする、景観をよくする、そっちの方へお客さんがふえてくるというふうに信じているわけです。

とりあえずは、トキの水辺づくりでたくさんの人たちに来ていただきました。あの地域も恐らくこれから巡回施設ができてくるわけですから、それは一つのきっかけとして、あの周辺ばかりではなくて佐渡全体がそういうふうな景観づくりの中で民泊と言ったらおかしいのですが、あるいは大きなホテルでも結構なのですが、そういう景観や風物や歴史文化を楽しんだり味わったりするために来ていただけるようにキャンペーンを張っていったらいいのではないかと、観光協会ともそういうふうには話をしていきたいというふうに思っております。それにプラス食材のよさが、あるいは自分たちも手がけた食材が自分たちの口も楽しませるといふふうになるといいなというふうに考えている次第であります。

○副議長（岩野一則君） 企画情報課長。

○企画情報課長（齋藤英夫君） 先ほど農家所得について説明をいたしました、私自身でもちょっと高いかなというふうに印象を受けているのですが、内容をもう少し細かく申し上げさせてもらいたいと思います。

先ほど祝議員さんの方からのお話ありました全国平均の農家の総所得については784万2,000円というこ

とであります。この内訳であります、全国の世帯の平均は3.85人で、そのうち農家の所得のうちの農家所得だけあります、554万8,000円、それから年金、家事収入等の収入であります、229万3,000円という数字が出ております。これに対比をした形で、佐渡の販売農家の1戸当たりの平均ということで、先ほど総額で928万4,500円と申し上げました。これの内容であります、世帯の平均が4.25人でありまして、928万4,500円のそのうちの農家所得であります、668万4,100円……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○企画情報課長（齋藤英夫君） 農家の総所得の中の農家の所得という……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○企画情報課長（齋藤英夫君） 済みません、そうっておりますので。

それで、それが668万4,100円ありますし、それ以外の年金やその他の収入ということで260万400円という数字になってございます。

以上です。

○副議長（岩野一則君） 51番、祝優雄君。

○51番（祝 優雄君） 今市長が話をされた方向で佐渡観光というものを見直していかなければならないということは、ほとんどの人が理解をしているのではないかと思うのです。もし理解をしていない人たちがいるとすれば、今直接営業にかかわっている人たちとのギャップがあり過ぎるのではないのかなと、私はそういうふうに見ているのです。

なぜそうかといいますと、リサーチセンターの調査結果を見ればわかるわけです。具体的には料理についてこの提供した質は宿泊業者の方々が52.7ポイントなのです。ところが、泊まって帰られるというお客さんは評価は25.5%なのです。そのポイントは27.2ポイントも差があるのです。お客さんと提供する側との評価がまるっきり違うということなのです。これではお客さんが来るわけがない。まず、このことを一つとってみても、観光はどうあるべきか、どこへ行くべきかというものが正確に出ているわけです。その中で、今までのこの議場での議論を聞いていますと、私も後ろから観光課長にやじを飛ばしましたけれども、余りにも危機感がない、緊張感に欠けている、そういうふうには私は聞いていた。何も現実味のあるものが出てこない。あすやるのではなくて、今何やっておるか、何をするのか、現場からはこういう声が出てこなければ、今検討するのだ、やるのだ、人を集めるのだというふうな話では何にも形にならない。いつになったら芽が出て花が咲いて実がなる。芽が出る前に種が腐ってしまう。そのことは私は直接営業している観光業者にも当てはまると思っているのです。自分たちは、しりだけ隠しながら動いている。自分たちが今までやってきたことは何なのか、その反省がない。

今の佐渡観光の現状は、30年前、ディスカバージャパン、JRが火つけ役でありました。日本再発見、これによって離島ブームがわき上がってきた。何にもしないでお客さんが集まってきた。そのときの余勢をいまだに引きずりながら来ているのが現実なのです。そして、来るお客さんの気持ちと受け入れ側とは方向性が全然違った方向にある。そういう形の中で、お客さんを今の施設の中に呼び込もうとするから、結果的には業者につけ込まれて安い価格で受けざるを得ない。安かろう悪かろう、悪かろう安かろう、結果して現状は悪かろう悪かろうになっている。いまだにこの旅行業者の方々がこんなことであるなら、佐渡はもう沈没してしまいますし、その方々には全員私は引き取っていただきたいと思えます。これから佐

渡市が大きな予算を使って新しい島づくりをしていくとすれば、悪くしてきた人たちに任せたってよくなるはずがない。新しい意欲のある人たちが、新しい方向を向いて新しい道をつけていく、私はこれが当然だと思うからです。高野市長にそこまでの覚悟があるのかどうか聞かせていただきたい。

○副議長（岩野一則君） 市長。

○市長（高野宏一郎君） 覚悟と、それから具体的にそれができるかというのは非常に乖離がありまして、それができないというよりも、まずはやはり気づいているのだけれども、動けないと、これ一つには一つの方向を出し切れなかった地域のリーダーあるいはそれは行政も含めて今までの反省がないとまずいと思うのですが、ただ人間というのは弱いものでありまして、もうかるときにはいいときのことを考えて、なかなか悪くなったときの対応は考えられない。それから、分析といいますか、お客さんのやっぱり分析あるいはニーズが変わっていくときの分析をしていなかったということは、重大な問題だとして反省しなければいけません。そうすると、今やっている人に引退してもらえというのはちょっと暴論過ぎると思うのですが、ただそういう覚悟で今の業者の方々にこれからの取り組みをやってもらう。しかし、それを要求するぐらいであれば、やっぱり行政もそれをやらないと、非常に大きな基幹産業であるこの業界の立ち直りはなかなか難しいだろうと。

それで、飛行場のことばかり言って申しわけないのですが、今の恐らく皆さん利用されている人たちというのは、ほかの産業も同じなのですが、例えば当時の額のときに投資したものの、返済あるいは償却、そういうものに非常に悩んでおられるのではないかと。それは大きなプロジェクトで我々が余り大きな負担をなしにできるのであれば、考え方は甘いのですが、そのときにやっぱりちょっと時間はかかりますけれども、飛行場の問題とか、それからユネスコの世界遺産とか、今度は一緒になれば一緒に力を合わせればできるものを一つの起爆剤にして、せめて銀行の本店に対する鉛筆なめが強くなると。そういう形で今の施設が古くなったりニーズが合わなくなった、それをできるだけ直せる予算が何とかとれるようにならないかというのもさっき申し上げた中の一つでございます。いずれにしても、立ち上がったばかりで当然原因もすべてわかってはいるのですが、もう一度営業をされている人ともお話しして、今度観光協会ということで、一つの観光協会に対応できるわけでありまして、この問題については佐渡再生の一つの非常に大きな起爆剤として真剣に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○副議長（岩野一則君） 51番、祝優雄君。

○51番（祝 優雄君） 今私が例に出したりサーチセンターの調査報告、これは非常にいい機会ですから、これをきちっと示して佐渡観光はどうあるべきか、今私が提案をし、また市長も言われてきた自然環境を活用して、佐渡の歴史文化、そして人情をあわせて佐渡がどうあるべきかという方向をこの調査結果はすべてあらわしているわけですから、その方向でいかざるを得ないし、来るお客さんはそれを求めているのだよということがわかっていただければ、おのずと行く道は決まるわけです。そういう形で、この調査結果を活用して、しっかり理解をしていただかなければならぬと思います。

そこで、今月の2日に環境省はエコツーリズムの事業の13地区の選定を発表しました。それは、私どもが見ていますと、なるほどなと思うところばかりなのです。知床、小笠原、屋久島、裏磐梯、飯能、南紀、熊野、こういうところ、そうだろうなと思われるところばかりなのです。残念ながら県内には事業指定がなかった。いち早く私は佐渡は準備をして、この次の2次指定を受けるべきだと思いますが、その辺はい

かがですか。

○副議長（岩野一則君） 市長。

○市長（高野宏一郎君） 当然そういうふうにはいかなければいかぬと思うのです。

ただ、佐渡らしい一つのテーマづくりといえますか、それがないと、例えば屋久島であれば、特に森林帯を持ち、すばらしい自然体、それから知床であれば北の果ての原生林みたいな雰囲気がありますが、佐渡の場合はどういうふうなイメージでいくのかということも非常に大事なポイントになってくると思うのです。これから皆さん方にそのイメージづくりについての議論を進めていきながら、もう既にそういう形で指定がとれるかどうかわかりませんが、さっき申し上げたように、だれでもいいのですが、自然と文化、伝統や伝来の芸能の雰囲気、それと自然がマッチした里村、里山の穏やかな雰囲気が佐渡だということでイメージがつくように、その周辺整備、そういうところへウエートをかけてやっていくというふうなことであれば、なおいいのではないかとこのように思っています。できるだけそれは課長にも既に周知してありますが、調べてやらせていただきたいと思っております。

○副議長（岩野一則君） 51番、祝優雄君。

○51番（祝 優雄君） ぜひとも早目に準備を整えてください。お願いいたします。

それでは、この一般質問の中で何人かから湯布院の例を挙げられました。そして、佐渡というものは景観も含めて湯布院には絶対に負けないと皆さんが口をそろえて言うわけです。そこで、湯布院と佐渡の欠けているもの、これは何だと思われませんか。

○副議長（岩野一則君） 市長。

○市長（高野宏一郎君） 湯布院は私1度だけしか行ったことありませんが、かなり七、八年前なのですが、あそこには何も見るべき建物があるわけでもありませんし、特別な景観のいいということはないのですが、まちをやはりみんなが丁寧に作り上げてきた過程が目の前に浮かぶようなまちでした。ですから、景観については佐渡の方がいいといいますが、自ら長い間作り上げてきた我々の住空間みたいなものを自らの手で壊している。つまり本当に一人ひとりが自分たちの村や町が美しいと、あるいは美しく願うという気持ちがあれば、そこに電柱を立てなくてもいいのではないかと、あるいはそこに人工的な構築物をつくらなくてもいいのではないかと、ほんのちょっとしたことでできる、そういうことをみんながやっていない。自分たちが作り上げてきた美しいものを自分たちの手で壊しているというふうな感じがします。それにはやっぱりどういう町をつくったらいいかというリーダーと、それに協力するみんながいなくてだめなのではないかと、そういう感じを受けて帰ってきました。

○副議長（岩野一則君） 51番、祝優雄君。

○51番（祝 優雄君） 私は、行政視察に行ったのを含めて4度湯布院へ行きました。なぜかといいますと、どうしてここにお客が来るのかわからなかったのです。佐渡の方が数段いいです。なぜ湯布院なのだろうというふうには私は思ったのです。

それで、まずわかったことは、強力なリーダーシップがあったということです。お二方の大きな大きな力があって、この町というのですか、村というのですか、地域を変えていった。やはりこの大きなリーダーシップを一方では高野市長にも期待をするのと同時にお願いをしたい。

そして、もう一つは、この中で観光という業種の中で飯を食べていく方々、この中からも大きなリーダ

ーシップを果たしていただきたい。今までは、ともすると地域の事業にも旅館の関係者が出てこないとか、売店の人たちは参加をしないとか、非協力的なところが非常に見られた。おれたちは稼ぐ人、あなた方は祭りをやってくれる人、人を呼んでもてなしてくださいよ。私は稼ぐのだから、そんなところ出れない、こういう態度が各地で見られた。恐らくほとんどがそうだと思うのです。そういう乖離したものは捨てなければならぬ。まずそこで飯の種、自分たちが飯を食うなら、何十倍も汗をかきながら佐渡を変えていくという迫力がなければ、この島へはお客さんなんか来ません。あの湯布院でさえもお客が来るなら、このエネルギーを持った佐渡がどうして人が来ないのか、そういう気持ちに私はなっていたきたい。そうすることで、必ず佐渡は変わっていくと思っております。そういう形であれば、微力ではありますがけれども、どんなことでもお手伝いをさせてもらおうと覚悟をしてくょうこのような話をしているのです。ですから、私は先ほど言葉としては言い過ぎ、引き取っていただきたいというのは言い過ぎでありますけれども、そのくらいの思いなのです。そのくらいの思いがなければ、私は絶対に佐渡は変わっていかない、こんなふうに思っております。

そして、佐渡の持つエネルギーが、もし今お客さんを呼び込んでいる70万人をもてなすエネルギーしかないとすれば、これは2泊していただく。2泊していただければ、150万に匹敵する効果を得ていくでしょう。3泊していただければ、200万人に匹敵する効果を得られるわけです。長期滞在型を目指していく、佐渡の持てるエネルギーを最大限に発揮していく。佐渡の持てる最大のエネルギーは、私はこの海を含めた自然環境だと思いますが、そこに佐渡人の持つ人情が重なれば、私はもっともっと大きな効果を生み出せると、こんなふうに確信をしているものです。どうかこの業種に本当にかかわっておる人たちに、まず目を覚ましていただきたい。先ほど市長も言いましたけれども、自分たちの今までの過程をまず反省をしていただきたい。その中から、新しいものが私は必ず生まれていく。佐渡にはそれだけの埋蔵量を持っている、ある、こんなふうに思っております。

そこで、市長に提案です。佐渡活性化総合戦略会議、これは公ではなくても結構であります。市長の私的な諮問機関でも結構ありますが、こういう具体的に方向を定めた短期で結論の出せる戦略会議を私は立ち上げていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○副議長（岩野一則君） 市長。

○市長（高野宏一郎君） お答えします。

さきの質問の中にもありました戦略会議とイメージが合うかどうかは別ですが、新しい佐渡向けの、佐渡へ向かっての種々問題点あるいはこれから切り開くべき問題を検討する戦略会議をぜひつくらせてもらいたいというふうに思います。

○副議長（岩野一則君） 51番、祝優雄君。

○51番（祝 優雄君） 今市長が言われたのも一つなのですけれども、これから探していくのではなくて、もう方向が定まったものに対してやっていく、これを一つ一つ早目に手をつけていく。時間がそうありませんから、そういう形の中で実の結ぶもの、早目に取り組んでいきたいと思っております。

それで、これは一つの教訓として、私が最近得た体験ですので、一つだけ報告させてもらっておきます。この方は東京の銀座で70年、商売をされているしにせ3代目ですから、水原茂三さんという方にお会いをしたときの言葉なのです。「私は3代目で、この銀座で70年商売をしている。銀座で何代も続くしにせは、

その時々、の時流に合った商売をしてきたから命をつないできたのだ。先代のまねを漫然と繰り返してきては、大店といえども時代に合わず淘汰される」、この言葉を私は聞きまして、本当に身の震えるような思いでありました。この水原さんが言われたことが、佐渡の観光や商店街の方々にそっくり当てはまるのではないのでしょうか。私は、今冷え込んでいると言われる両津の商店街の中にも、毎年売り上げを伸ばしている方を知っております。やはりその時々、消費者が目指すものを取りそろえているということなのです。その努力がなければ、大店といえども、しにせといえども淘汰されていくということなのです。このことを私は観光業者の方々にもこの言葉をかみしめていただきたい、こんなふうに思います。

それでは、時間もそんなにありませんので、市長にまず提案を幾つかさせてもらいます。観光協会の会長に市長なられるはずであります。そこで、観光協会の総合案内所、これを佐渡汽船の待合室、一番目立つところ、ここに開設してください。できれば両津も新潟も同じような形で一番目につくところ、佐渡観光の総合案内所を設置をしていただきたいと思います。このことについて市長が取り組みをすることができますかどうかお聞かせいただけますか。

○副議長（岩野一則君） 市長。

○市長（高野宏一郎君） 以前からそのお話を皆さんの希望ということで伺っておりまして、なったばかりなので、あれなのですが、できるだけインフォメーションデスク、そういうものについては効果のほどあるいは皆さん方の意見を聞いて前向きに進めたいというふうに思います。

○副議長（岩野一則君） 51番、祝優雄君。

○51番（祝 優雄君） そこで、ちょっと視点を変えさせてもらいます。安全な食糧供給、これは先ほど農家収入も報告を受けましたけれども、やはり供給をする側にもある種の収入がなければなかなか協力していただけません。そこで、学校、保育所、病院、特養、社会福祉協議会、これ行政でかかわっている中で地産地消、具体的に島内の業者が納入しているのではなくて、ここでとれたもの本当にどのくらい使っておるのか、これは個々に報告を願いたいと思います。

○副議長（岩野一則君） 観光商工課長。

○観光商工課長（斎藤 正君） いろいろあるものですから、観光のところにくくってございますので、私の方に全部資料が参りましたので、お答えをさせていただきたいと思います。

細かいところまではなかなか大変でございまして、全部資料はそろわないのですが、米、みそ、牛乳、豆腐、卵等についてはほぼ100%地元産でございまして。

それから、学校につきましては地産地消の部分で13.8%、保育所で15から20%、病院で53%、特養で35%、社会福祉協議会で約30%というようなことで報告をいただいております。

以上です。

○副議長（岩野一則君） 51番、祝優雄君。

○51番（祝 優雄君） 病院53%がありますが、これ突出して高いのです。これは、何か理由があって53%というところについておるのでしょうか。ちょっと聞かせてください。

○副議長（岩野一則君） 医療課長。

○医療課長（木村和彦君） お答えいたします。

両津病院では50%であります。相川病院が57%、すこやか両津では51%。先ほど観光商工課長が言いま

した53%は、パーセントを単純に3で割った数字ですが、個々の三つの施設の総額を足して割りますと51.7%という数字になります。

○51番（祝 優雄君） 何か意図があってこういうふうになるわけ。大きな数字になっているわけ。

○医療課長（木村和彦君） 個々にちょっと見てみますと、両津病院では米は28%なのです。佐渡産コシヒカリの在庫の量とか値段とかで、病院は1食当たり260円なものですから、そういう相関関係でなかなか佐渡産コシヒカリを使えない状況があるようです。そのほか野菜類も、時季物は地場産を使っていますが、平年ペースでいきますとなかなか地場産を使えないような、保存施設の不足とかそういうのでなかなか使われていないようで20%と。あとは卵とか山菜とか牛乳、しょうゆ等々は100%です。相川病院につきましても米は44%、野菜、果物が21%と。あとは100%。すこやか両津につきましても米は29%、野菜が20%、あと魚につきましてもは65%で、そのほかは100%ということであります。

○副議長（岩野一則君） 51番、祝優雄君。

○51番（祝 優雄君） 病院で米の低いのにちょっとと思うのですけれども、これが高くないのかどうか。

それから、農林水産の方で具体的に市の機関の中で食事を提供しているところ今私が挙げたぐらいあるわけです。こういうものの中に地産地消で入れてほしい、こういう交渉を内部的にやったことがありますか。

○副議長（岩野一則君） 農林水産課長。

○農林水産課長（齊藤 博君） お答えいたします。

県の地域振興局と一緒になしまして地産地消をぜひ進めたいということで、現実にはそういう話はお出しておりますが、具体的にどの部分がというところまではまだ現在いっておりません。

以上でございます。

○副議長（岩野一則君） 51番、祝優雄君。

○51番（祝 優雄君） そうすると、まだそこまでいっていないけれども、そういう方向にあるということだけはわかりました。

それで、市長、こういうことなのです。今地産地消をいろいろの場面で話が出てまいります。しかし、実際に行政が使う部分だけでもこの程度。これをどのようにして高めていくのか。特に私は学校教育の方でお尋ねをしたいのですけれども、学校教育の中では、先ほどから市長も言い、私も言っておるのですけれども、地元とのかかわり、自然の中でどうはぐくんでいけるのかということの中では、やはりこの作物をだれがつくってくれているのか、この作物はここでこの人がつくってくれているのか、トマトはこの人がつくってくれているのか、そういうものを確認をして、そして自分たちは安全なものを食べさせていただく、こういうことも非常に教育の中では私は大切だと思うのです。そういうことを現場では何かかわりというか、取り組みをしておりますか。

○副議長（岩野一則君） 学校教育課長。

○教育委員会学校教育課長（古田英明君） 学校給食につきましては、ご承知のとおり栄養士が食事の献立、それから食材の調達等をしておるわけでございますが、議員さんのおっしゃるように、これだれがつくったのかということまでいきますと、食材の調達等が大変なものですから、そこまでは今のところ取り組

んでおりませんが、地産地消のことにつきましては、先ほど13%という数字が出ましたけれども、実はコシヒカリは100%ですし、先ほどの数字に含まれていない部分で、あと牛乳も佐渡産の牛乳を使っておりますし、野菜だけいますと15%になっておりまして、果物がちょっと低くて6%なものですから、平均しますと13%ということでございますが、あと給食の場合には欲しい時期に欲しい食材が手に入らないと困るものですから、そういったことで今の農家の方も意欲のある生産組織等があって、この時期にこれだけ提供してくれるというようなお約束ができればよろしいのかと思っておりますが、現状では使いたくてもなかなか使いにくいという現状もあるようでございます。

以上です。

○副議長（岩野一則君） 51番、祝優雄君。

○51番（祝 優雄君） これ栄養士さんに相談をしてみてください。栄養士さんは、必ず私が言った方向でやりたいと言いますから。そういうことは、今振興局も話をしておる。栄養士さん県ですから。きちっとそういう連携はあるのです。要望があっていけばもっと踏み込んだところまでいきますから、やはりこれは教育の大きな部分です。どういう形で物ができてくるのか、どういう形で自分たちの安全な食糧が確保されておるのか、それは必ず私が言ったような方向でやりましょうと言いますから、やってください。

それから、この後私は触れようと思っておったところで、今課長からいみじくも出てきました。欲しいときに作物が出てこない。これは、農林水産課長含めて地元の農家の転作作物でどういうものができるのか、どうしたら契約栽培ができるのか、どの時期にどの作物ができてくるのか、こういうことを連携してください。何にも難しいことない。これだけ減反面積があって、どうしてそれができないのか、そこまでいかなければだめなのです。そこまでいっていただかなければ地産地消というものは伸びてこないのです。そこで、農家収入がどう上がってくるのか。私の予測よりも農家所得は高いです。私は、1,000万ぐらいの農家所得があれば必ず後継ぎは生まれてくるというふうに思っていたけれども、それに非常に近い。そういう専門的な農家が出てきてくれて、後継ぎが出てきてくれる。私は、全体に佐渡で3,000軒ぐらいそれができると思っているのです。そうすればそこに、現状のものは別にしても、1,000人以上の雇用は生まれます。そういう形の雇用を生み出す以外に佐渡の場合には行く道は私はないと思っているのです。企業誘致ではどうしても輸送コスト分は縮められない。そうしますと、ここで生産をしていける、そういう大きなベースを持ったものは必ず成功していきますから、そういう形で学校教育も農林も、先ほど私が言った教育では一緒なのですから、一つなのです。その循環の中の一つだというふうに感じてください。そうして、一つにして物事を進めていただかなければ、いかに佐渡が一つになってもいい結果を生みません。いい結果を生むために合併をしたのではないのですか。ですから、そこで力を発揮していただきたい。教育委員会も別ではないのです。全部一つの歯車なのですから。

もっと、だけど大きな意味を持っておるといのは、子供たちに今佐渡でできるものは新鮮でおいしく安全なのだということを感じていただく、そのことが今後自分たちが70年、80年を生きる人生の中で東京に行ってもどこに行ってもそういうことが出てくる。そのことがおお、佐渡というのはそんなところか、こういうつながりになってくるのです。その基礎は教育だということだと、私はそう思っているのです。そこを大事にしながら皆さん方のそれぞれの職務に取り組んでいただきたいと思うのです。

そこで、先ほどから市長盛んに飛行場の話が出たものですから、ちょっと私ここで一つ挟んでおきたい

のですが、今まで佐渡の飛行場2,000メートルの新しいものをつくりたい、この中ではアジア圏を含めて飛行機を飛ばしていきたいということが2,000メートルなのです。ところが、国内の人さえ来ないところにアジア圏の人を呼んでこれますか。国内の人たちがこんなにいいところなら佐渡へ行こうやと言って、湯布院のような形態が生まれたときに初めてアジア圏に手が伸ばせるのではないですか。今の状況でアジア圏にもし手を伸ばしたとしたら、逆にいい条件であってもつぶしてしまいます。やはり足元をしっかりとつくり上げてからアジア圏に行く、そういうことでなければならぬと思いますが、どうですか。

○副議長（岩野一則君） 市長。

○市長（高野宏一郎君） ごもっともだとは思いますが、飛行場ができるのは10年後でございますので、それまでには佐渡の起死回生ぜひやりたいということでございます。

○副議長（岩野一則君） 51番、祝優雄君。

○51番（祝 優雄君） 時間もなくなってまいりました。それで、議員の皆さん方もここにおられる方々も観光リサーチセンターの3、4と、これを機会があったら見てください。ここにすべての今私が話をしたようなことが結果として数字として載っておりますから。佐渡へ来るお客さんは何を求めて来たのか。その結果現状をどう評価したのか。そして、提供した側、お金をもらった側ですよ、払った側ではなくて。提供した側はどんな気持ちで提供したのか。だけれども、受けた側はこういう評価でしたよ、そういうことが全部載っておりますから。これを見ていただければ佐渡はどういう方向で今後経済活動をしていくのか、このことが一目瞭然、私はそう思っておりますので、それを一度見てください。特に私はこのテレビを見ていただいている観光業者の方々はぜひともこれを見ていただいて、そして自分たちの方向はどうあるべきかということを確認をしていただきたい、こんなふうに思います。どうもきょうはありがとうございました。

○副議長（岩野一則君） 以上で祝優雄君の一般質問は終わりました。

暫時休憩いたします。

午後 2時33分 休憩

午後 2時48分 再開

○副議長（岩野一則君） 再開いたします。

次に、加賀博昭君の一般質問を許します。

58番、加賀博昭君。

〔58番 加賀博昭君登壇〕

○58番（加賀博昭君） 今議会の一般質問の最後を仰せつかっております加賀博昭でございます。一般質問に入る前に、市民から質問がありましたので、お答えいたします。

16日の道路の山崩れの答弁に加賀議員がやじを飛ばしたが、何か意味があるのではないのかと、なぜやじを飛ばしたのかということでございます。このときの建設課長の答弁は、これから危険箇所を調べてというような答弁だったと思うのです。そんな調査は合併前に終わっておるはずで、ここに中央紙があるわけでございます。朝日新聞でございますが、こう書いてあるのです。夏の観光シーズンを前に佐渡一周線が土砂崩れで分断、両津港から赤泊方面に迂回路はなく、開通は7月になりそう、こう書いてある。佐渡

一周線は、生活道路であると同時に観光という、一般質問でも随分やっておりますが、産業道路なのです。この報道が夏の観光に大きく影響するという認識があればあのような答弁はできないはずだということでやじを飛ばしたわけであります。現状は、こうなっておるわけであります。市長には先ほど差し上げてあります。以上お答えをして通告に入ります。

第1の質問は、4月18日執行の市議会選挙における選挙管理委員会の重大な誤りについてお尋ねをいたします。屋号による投票を全部無効にしたのは、臨時市議会の西村委員長の答弁、屋号は全開票区に知らされていなければならない。公職選挙法逐条解説の佐渡市選挙管理委員会の解釈で今も変わらないか確認をしておきます。

次に、選挙の事前説明会で呼称届を渡した際に、屋号は無効にするとの説明はありませんでした。一体いつ無効と決定したのかお聞きをします。

呼称、屋号投票が417票あったと言われておりますが、これが有効となった場合、現在の当落にどのような変化をもたらすのか、選挙管理委員会は吟味してみたことがあるのか。

現在既に選挙に対する異議申し出が行われまして、その時効を完成して現在は審査申し立ての時期が参っております。これの時効が20日まででございます。こんな事件を引き起こした選管は反省をしておるのかどうかお聞きをしたいと思います。

私が何でこういう質問をするかといいますと、議員さんの間には変なことを言って選挙無効になるとえらいことになるな、そんなこと考えておる人がおるかもしれません。そんな次元で質問しておるのではございません。少なくともまじめな選挙民が417人不当に自分の投票したものが無効にされたわけであります。政治の原点は、選挙から始まるわけであります。いわんや30年もやらせていただいている私は、やっぱり市民の付託にこたえて、いついかなる場合でもおのれの身を賭して市民のために物を言わなければならぬだろう、こういう崇高な気持ちでやっておるわけでございます。昭和50年代に両津市長選挙無効というのがございました。現在県の選挙管理委員会の幹部は、当時は選挙管理委員会におったわけでございますが、先般電話いただきまして、まさかあなたが現職市会議員のうちに同じことが2度あるということは私も思ってもみませんでしたというお話を伺っておりますが、それほどこれは重要な問題だということをお認識して私は質問しておるわけでございます。

さて、第2の質問は財政計画と当初予算を踏まえて、どうしたら佐渡が活性化するか、この1点でこれから具体的に論戦をやります。さっきからいろいろ聞いておりますと、特区の話とかなんとか非常に難しい、聞いておって。難しい話はわかりやすくしないとますますわからなくなるのが私の考えでございます。したがって、この難しい問題をどのぐらいわかりやすく話ができるか、中学生でもわかるようにやれるか、これが私の課題だろうと、こう思っています。

そこで、皆さん方に資料を差し上げた。資料1見ていただきたい。これは、16年1月に私が発表いたしました16年度の収入、つまりこれは専門用語では歳入といいます、この426億200万円に修正建設事業費87億1,450万を足しますと513億1,600万円になります。実際の予算は534億9,000万円ですから、21億7,350万円の差はありますが、市の予算には財政調整基金を42億も取り崩し、本来なら使えない減債基金まで借金の種に使って、それで50億ばかり繰り入れという形をとっておるから、こういう数字になるのですけれども、まさに私の計算したとおりの結果が生まれておるということでございます。議員さんに釈迦に説法で

ございますが、この426億200万円に一番左側の上の174億7,100万円を足しますと当初計画した575億1,500万になりますので、電卓はじいてみてください。こういうふうに私のやったものが正確でございますから、したがってその後の25年度もやはりこういうことになりまして、大変なことになるわけでございます。

現にここに県議会の2月5日の平山知事の答弁がございます。市長、財政課長には差し上げてありますけれども、平山知事はこう言っておるのです。合併特例債というのは、わかりやすく言うと交付税の先食いだと、日本全国合併、合併で交付税先食いをやれば、さあ、7割の交付税措置をするときには銭がないから、勘弁してくれという、そういうことになりかねないぞということを知事は答弁しておるわけでありまして。市長、意見があったら後で答弁してください。加賀の言っておることは本当だかうそだかということを含めて。そういうものでございます。

私は、このままいくとこの加賀資料の一番下の25年度のところは101億1,600万1年間に借金なしなのです。そうなれば財政再建団体に転落をするおそれがある。このままいったら間違いなくなります。そこで、きょうはそんなになっても佐渡は大丈夫だという提言を含めてこれから、私は提言してあなた意見を聞かせてくれなどという質問はきょうはやらぬのです。こうすればこうなるのだが、あなたどうするのだということを時間いっぱい具体的に質問をして展開をするのですから、そう覚悟をしてかかってきていただきたいと思うのです。

そこで、加賀報告のナンバー2、一枚まくった裏でございます。私の質問は、行政が再建団体になって佐渡島の島民はびくともしないと、こういうことで展開をするのです。どうということかと申しますと、特養待機者が400人、老人保健施設、これは300床私は要と思うのですが、高野市長も含めて前の10カ市町村長がよく知らぬものだから、新市建設計画に老健施設の建設が入っていないのです。これ皆さんもお読みいただいたと思うのです。特養に入る人というのは介護度4と5。ところが、一番深刻なのが介護度2と3なのです。2のところは太字で書いてあるでしょう。介護2の人は、介護保険1カ月に19万4,800円しか支給してもらえない。この人が例えば特養のショートステイとか老健のショートステイに入りますと、18日しか入ってられない。それで金がなくなる。その後はどうするかといえば1日1万円出しておまえ入るか、1カ月12万円負担してもらわなければならないと、こういうことになる。それができないから、入れないと、こういうことになる。これを救うのが老健施設300床つくるということでございます。本入所であれば、1人1カ月6万円出せば3カ月知らぬ顔しておれるのです。さて、これをまず頭に置いてこの後の私の質問を聞いてほしいのです。

ついででございますから、もう一つまくっていただいて加賀質問の資料3を見ていただきたいのです。これは、昨年から実施されておる介護報酬の改正内容。皆さんデイサービスへやるとじいさん、ばあさん4時になると帰ってくるということしか知らぬでしょう。そうではないのです。6時半まで預かっていただくと1人1,000円。わかりやすく言えば、デイサービスに1人1,000円介護保険から入ってくるということでございます。では、お聞きしますが、このことを高野市長はご存じでしたか。もし知っておったとすれば、こういういい制度を実施しようと思いませんか。担当に指示いたしましたか。

今私は特養の問題と老健の問題とデイサービスの問題を話ししましたね。大体これやるかやらぬかと単品で聞くのが普通なのです。これを単品でやっておったのでは全然だめなのです。ここで特区という問題

が出てくるわけであります。この特区については、時間いっぱいやるつもりでございますので。

まず、特区の定義についてお聞きをしたい。一体特区というのは地方にとっては何なのだというふうに思っていますか。一つだけヒントを与えておきます。特区というのは、提案は民間でもだれでもできるのです。しかし、特区の申請はこれは市町村長でなければできないと書いてあるのです。ここなのです。きょうまでの質問聞いておると民間と相談をしてなんてばかなこと言っておるわけです。民間と相談するのではないのだ。意見は聞くが、おれがやるのだという気概がなければ特区成功しますか。

私は、特区という言葉はなかったけれども、昭和50年代に特区を地でやったのです。実績がある。さわりをちょっと紹介しながら、まずあなたたちは特区に対してどういう考えを持っておるかということを知りたい、時間を残さなければならぬから、あとは質問席からやります。この中でもそうですが、両津市民病院へ行って歌代の里との境知っておりますかと私が聞いたら答えられる人おりますか。おらぬはずですよ。あれは境がないのです。しかも、両津市民病院の厨房、つまり台所ですね、これと歌代の里の台所が一緒なのです。行政区分が違うものがどうして一つにできたのですか。両津市民病院は、リハビリ室がないのです。あの使っておるリハビリというのは、歌代の里のリハビリなのです。歌代の里は福祉施設ですから、あそこには光熱費の税金はかからないのです。両津市民病院の方はかかったのです。それがどうして一緒にされたのですか。会計検査院から厳しいチェックを受けましたが、見事にそれをすり抜けまして、ここが大事なのです。すり抜けたということが大事。これが特区の精神なのです。今振り返って、あなたに資料上げたと思いますが、両津市がたがたしたといっても、両津市民病院とあの歌代の里で支払っておる月給が16億であります。当時の両津の税収幾らだ。15億弱です。あの両津病院建設に両津市は1年間に2億円投入しました。しかし、この長きにわたって16億の月給を払ってきた、ここが特区の精神なのだ、そのことを踏まえてこれからの特区いかにあるべきか、27分、時間いっぱいあなたと議論いたしますので、覚悟してかかってきていただきたい、こう思います。

第1回目の質問終わります。

○副議長（岩野一則君） 選挙管理委員会委員長。

〔選挙管理委員会委員長 林 千隆君登壇〕

○選挙管理委員会委員長（林 千隆君） 私選挙管理委員長の林でございます。よろしくお願いたします。

それでは、加賀議員の質問に対しお答えをいたします。

昭和25年から30年にかけて最高裁の判例、行政実例で確定している呼称届による投票を無効にした根拠は何かということですが、お答えいたします。確かに最高裁判例、行政実例等では呼称による投票を有効とした例も見られますが、それらはその地域、区域においていずれも呼称が通称化されているということが根底にあると思いますが、いかがでございますでしょうか。

さて、通称化されているかどうかの判断基準であります。通称化について、実例では屋号の呼称が広く開票区の区域内においていずれの地においても慣習的に使用状況にあることを要するものとしております。また、通称であるかどうかということは、それが氏名にかわるべきものであるという場合には通称と、まではいかない場合には通称とまではいかないことになるとあります。今回の選挙は、合併により佐渡全島旧10カ市町村が一つになり、選挙区が格段に広域化された選挙であります。このような環境の中で先ほど申し上げた通称化の概念を当てはめることは難しいことであると思っております。

二つ目、選挙の事前説明会で呼称届用紙を交付した際に呼称無効の説明はない、無効と決定したのはいつかということですが、有効か無効かの効力決定は開票時における選挙長の判断によるものでございます。

三つ目、417票の呼称票を有効とした場合の影響の見込みについて。無効投票の内訳の中に呼称投票という内訳はありませんので、417票という数字はよくわかりません。一つ一つ票の中身を掌握していないからであります。

四つ目、この事件の関係者の責任の認識についてでございますが、法に基づく異議の申し出があり、継続中のことでありますので、答弁は控えさせていただきます。

以上でございます。

○副議長（岩野一則君） ここで暫時休憩いたします。

○議長（浜口鶴蔵君） _____

○58番（加賀博昭君） _____

○議長（浜口鶴蔵君） _____

○議長（浜口鶴蔵君） _____

○議長（浜口鶴蔵君） _____

○副議長（岩野一則君） 皆さんに申し上げます。

先ほどの議長との交代に関する私の発言までを削除することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（岩野一則君） 異議なしと認めます。

先ほどの私の発言までを削除することに決定いたしました。

それでは、質問を続けます。

答弁を求めます。

市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、加賀議員の質問に答弁書に従ってご説明してお答えしたいというふうに思います。

最初に、合併協議会の財政計画と当初予算を踏まえての今後の佐渡市の重要施策について。（１）、少子高齢化対策を進める具体的な方策について、約400人の特養待機者対策として約3,000人の要介護者対策は活性化を生む要素を持っているということでございます。（２）が日本全国を視野に入れた総合広域福祉特区を目指した研究チームを発足させる好機が佐渡にはあると。先ほどお話がありました両津の特養と両津市民病院の境目のないお話と恐らく関係があるのだろうというふうに思います。その中の①、平成15年の介護保険法の改正と介護報酬改正の厚生労働省告示第23号の意味するものは何か、②が医療、保健、福祉の一元化を図る特区構想の研究と実践について、③、総合行政を視野に入れた医療、介護、福祉と10カ市町村長が構想した専門学校は行政改革の視点で考えるべき課題だということでございます。お話のあった質問とは直接全部がリンクしているとは思いませんが、それでも一応この質問要旨に従ってお答えしたいというふうに思います。

特養待機者対策と要介護者対策は活性化を生む要素があるというご指摘でございますが、歌代の里は105床の施設で60名の雇用、約2億8,000万円の給与の支払い、その他地域の消費経済効果は非常に大きいものがあります。しかも、介護報酬で賄われているということでございます。他の福祉サービスについてもヘルパー、介護員等サービスの充実により若者の雇用が確保できることはご指摘のとおりでございます。

それでは次に、（２）の①でございますが、平成15年の厚生労働省告示第23号の意味するものでありますが、この告示は介護保険制度創設から3年経過したということから、介護報酬体系の見直し及び報酬単価の改正を行ったものであります。意味するものでありますが、施設の単価を下げ、居宅の単価を上げるということで、また通所サービスの延長サービスが加算されたこと等から、施設から在宅へシフトさせたいという厚生労働省の思いがあるのではないかと考えております。

②、保険、医療、福祉の特区構想であります。国、県の制度の中でいろんな制約がございます。縦割りではなく佐渡の特性を生かしながら、議員のお知恵もおかりしながら民間参入を促すことが可能になるような特区を考えたいと思っているところであります。

③、以前市町村会で物づくり構想があったということは聞き及んでおりますが、専門学校というのは私聞いておりませんが、もしかしたらこのものづくり大学のことでないかというふうに思います。それですと、その後中央の関係者との関係がいろいろあったようで、立ち消えになっております。もちろん介護関連の専門学校をということでございますので、そのことにつきましては構想としては若年、ある意味では若い人たちの労働力も研修の合間に使えるというふうなこともあるでしょうし、非常に発想としてはおもしろいと思います。現在本土では非常に福祉関係の専門学校も多くできておりますが、佐渡でそういうふうな形でほかの施設との組み合わせの中で運営ができるということがあれば、非常に興味があることでありますので、出ていただくようなところがあれば大いに誘致をしたいというふうに思います。

構造改革特区についていろいろお話をいただきました。これにつきましては、皆さんもある程度ご存じ

だと思いますが、特に離島につきましては、議員のお話もありましたように、非常にスペースが海に閉ざされておりまして、一定の要件の緩和が非常にやりやすいのではないかと考えておりますし、また民間の方と相談してというのはお知恵をおかりするという意味でございまして、そこのご理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○副議長（岩野一則君） 補足答弁はありません。

58番、加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） それでは、私は選管に聞きます。

選挙運動で許されておる運動は何と何ですか。

○副議長（岩野一則君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（仲川敏明君） いろいろありますけれども、ポスターの掲示であるとか連呼行為、それから立ち会い演説等々であります。

○副議長（岩野一則君） 58番、加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 街宣から何かあるのでしょうか。では、決定的な証拠を見せます。今お見せしたのが、あなたたちが呼称届を出させた候補者のうち、ポスターにその呼称を記載して1週間あなたたちが指定したところへ掲示したのです。これでもこの人たちの呼称、屋号は周知徹底されないと判断するのですか。

○副議長（岩野一則君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（仲川敏明君） ポスターの中身につきましては、選管の方からいろいろ申し上げるところではありません。

それから、選管といたしまして初めから努力いたしましたことは、選挙人に正しい氏名を書くようにということであります。それにつきましては、チラシによる広報であるとか、それから投票所、期日前を含めてですけれども、におきまして候補者の氏名を掲示、通称認定を受けたものにつきましては通称認定を受けた氏名を掲示したこと、それから投票所では候補者の氏名を正しく書いてくださいと案内したというようなことでもあります。

○副議長（岩野一則君） 58番、加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） それでは、聞きますが、選挙中に選挙管理委員会が認めた以外のもので候補者が自分の顔を大きく印刷して1戸1戸配って歩いたらどうなりますか。

○副議長（岩野一則君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（仲川敏明君） 選挙運動前ですと事前運動になります。選挙運動中に顔写真を配るということですか。

○58番（加賀博昭君） そういう運動をやったらどうなるか。

○選挙管理委員会事務局長（仲川敏明君） それは、一応ビラのたぐいになると思いますので。

○副議長（岩野一則君） 58番、加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） そうすると、今私がお示したポスターに屋号を書いて宣伝をするというのが唯一許された選挙人に対する宣伝行為ではないですか。

○副議長（岩野一則君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（仲川敏明君） ポスターの中身につきましては、選挙管理委員会では関知するところではありません。それで、それが唯一屋号とか称号による運動と言われますけれども、選挙管理委員会といたしましては、先ほど言いましたように、氏名を、あるいは通称を正しく書いていただくようなことでやっていますので、そういうことでございます。

○副議長（岩野一則君） 58番、加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 私の聞いておるのは、ポスターに掲示をして、そして周知徹底したということでも周知徹底にはならぬというのですか。

○副議長（岩野一則君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（仲川敏明君） 私には判断はつきかねます。

○副議長（岩野一則君） 58番、加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） では、委員長が答えるほかないでしょう。

○副議長（岩野一則君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（林 千隆君） お答えいたします。

その場、その場で考えなければならぬことだと思っております。

○58番（加賀博昭君） 副議長、今のことは正確に答えていないから、加賀の質問しておくことはこういうことだから、それに的確に答えなさいと言ってもらわぬとこの後の質問ができないです。お願いします。

○副議長（岩野一則君） 林選挙管理委員会委員長、明確なご答弁をお願いいたします。

○58番（加賀博昭君） つまりそれ以上の宣伝方法というのはないのです、候補者は。それをどうするのだと言っておるのだ、私は。600枚張らせてもらえばそれで宣伝したということになるのでしょうかと、こう言うおるのだ。それ以外は違反だと、やれば。

○副議長（岩野一則君） 58番、加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） それでは、ちょっと、かわいそうという言い方は悪いけれども、それはかわいそうだから、それは言わせません。

それでは、お聞きしますが、あなたたちは呼称、つまり屋号は広く知られていなければならぬという、あのこんな大きい逐条解説にたった3行しかない。この事例はどういう事例ですかと総務省に聞きましたか。

○副議長（岩野一則君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（仲川敏明君） 我々の選挙地区に対する指導書にありますので、そこまでは聞いておりません。

○副議長（岩野一則君） 58番、加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 私は、31日に総務省へ行きまして、和久井というのがこの係、おまえさんではだめだから、もっと偉いの連れてこいと言って一喝して、直ちに回答せよと。おまえたちが書いた本でおまえたちが回答できぬとは何事か。1日の日に回答が来ました。どういう回答が来たかという、これは山形県にあった事件でございます。そこで、時間をとって困るけれども、あなたたちに見せます。25年のやつは事例なのです。戸沢正巳という市長候補が立候補した。そうしたら、殿様という札があった。旧藩主と

いう札があった。そこで、これが有効か無効かということを知照した、当時の自治省に。そうしたら、それが相当その範囲内においてその地域に知れ渡っておるといえるのであればこれは有効だと。これ大事なことから、言います。では、ここに何と書いてあるか、写真のところ読んでください。おれがやると時間とってしまふ。だれが読むのですか。局長が読むのですか。私のやった資料のこのところだれが読むのですか。これを読まないでみんな聞いておる人わからぬのです、何言っておるか。私が資料やったのだから、字で書いてあるのだから、読んでみなさいと言っておるのです。

〔「ちゃんと指しなさい、きちっと」と呼ぶ者あり〕

○58番（加賀博昭君） 副議長、そういうときは、おれがこれだけ懇切丁寧にやっておるのだ。答弁できぬことはよろしいと、こう言っておるのだから、それ読めというのだから、読みなさいとあなたが指示せねば読めるか。

○副議長（岩野一則君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（仲川敏明君） 読みます。

国指定史跡（昭和62年5月12日指定）新庄藩主、戸沢家墓所、瑞雲院、新庄市太田ですか、桂嶽寺、同上西山となっております。

○副議長（岩野一則君） 58番、加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） これは、何で国の指定史跡になったか。こう書いてある。全国に多数ある近世大名の墓の中で藩主とその正室、奥さん、子供、側室など同じ廟奥と一緒に葬られているのは極めてまれである。これは、国の指定する史跡になっている。だから、ここの殿様だから、絵のあるとおりに墓一つ一つに屋根がしてあって、ケヤキの廟をつくって、そこへみんな入っておるのです。だから、日本でも珍しいということでこれが史跡になっている。だからこそ殿様と言えばその末孫である戸沢正巳の札になって、この人は市長を務めた。この事実も知らないでやって、あのたった3行しかない字面だけでもって佐渡の呼称を切り捨てたということは何事だ。今これを見て自分たちのやった行為が誤りであったというふうに反省しますか。

○副議長（岩野一則君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（仲川敏明君） 投票の効力につきましては、最終的に選挙長が判断するものでありまして、我々はその事務的な手伝いをするわけでありまして、反省するべき点もそれはいろいろあるかと思いますが、最終的には選挙長の判断によるというふうに思います。

○副議長（岩野一則君） 58番、加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） あなたたちはこう言っておるのです。実例は屋号等の称号が広く開票区の区域内においていずれの地においても慣習的に使用状態にあることを要するものとしていると、これが公職選挙法逐条解説自治省選挙部となっているのです。一般論を言っておるのではないのです。もちろん総務省が1週間かかって私に回答したのだから、しまいにはおれにどやしつけられてやったわけだから、それは難しいけれども、こういう重要な判断をした根拠については少なくとも総務省に照会をする、あるいは県の選管に照会するというそのぐらいのことがあってしかるべきだと思いますが、これ何もやっていませんか。

○副議長（岩野一則君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（仲川敏明君） 先ほども申し上げましたように、自治省の場合は問い合わせと

いうことは特にしておりません。

○副議長（岩野一則君） 58番、加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） これではっきりしましたね。あなたたちがそもそも逐条解説の判断間違えた。

それから、もう一つ資料あります。これがあなたたちが名前を書いてくれと言って宣伝したという文書です。私の調べたところによれば、これが各戸へ配布されたのは4月14日であります。そうすると、その前に不在者投票した人はこれを見たということになりますか。

○副議長（岩野一則君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（仲川敏明君） 4月14日に配布されたということでありすけれども、告示日前に発送してあるはずですし、4月8日というのはどこかの部落といいますか、集落ということだと思いますけれども。

○副議長（岩野一則君） 58番、加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） これは、あなたたちのことを考えて私は少し援護射撃してやっておるつもりなのですが、もしこれが告示日前に出したとすれば、告示日の受け付けるときには呼称届は無効ですということが言えたはずですが、なぜ言えなかったの。

○副議長（岩野一則君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（仲川敏明君） 呼称による投票が有効であるか無効であるかということは、当日開票時において選挙長が決めることですので、事前にそれが有効、無効ということは言えません。

○副議長（岩野一則君） 58番、加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 加賀資料のナンバー4見てください。これがあなたたちが立候補予定者に屋号のある人は出してくださいよと出した書類です。どうしてこの二つの書類があるのですか。Aを読んでください。

○副議長（岩野一則君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（仲川敏明君） 呼称届につきましては、投票時においてそのようなものが仮に入ってきた場合にその判断の材料とするために、事前に資料として集めようということで行ったものであります。この資料ナンバー4にあります呼称届A、Bでありますけれども、これにつきましては正本、控えのものと入れたわけですが、私どものミスで控えの方を間違っていました。これにつきましては深くおわび申し上げます。

○副議長（岩野一則君） 58番、加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） では、あなた読むのはこけんにかかわる、名誉にかかわるから、読めないのでしょうか。おれが読みます。平成16年4月18日執行の両津市議会議員一般選挙において、投票の効力決定の際に次の呼称を有効とされるようお願いいたします。下の方に選挙長、西村泰弘となっている。これは前の選挙管理委員長。一体何で両津市が4月18日に選挙やらなければならなかったのですか。

○副議長（岩野一則君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（仲川敏明君） 今ほど申し上げましたように、この件につきましては私どもの方のミスでありまして、間違っただけというふうにしてしまいました。まことに申しわけありませんでした。

○副議長（岩野一則君） 58番、加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） そちらの方でにやにやしておると言うと言弊があるから、言わぬけれども、これは人ごとだとあなたたちは思っておるかもわかりません。

そこで、加賀質問資料ナンバースリーを見てください。左側の下、小田初太郎の公印がないと書いてある。これはどういうことかという、私社会保険労務士です。遺族年金の手続をした。私ども役所からもらってきた戸籍謄本に間違いがあるかどうかと吟味することはないです、一般的には。社会保険事務所へ送ったら、社会保険事務所の方から公印がないが、どう処理いたしますか。これから送り返すから、ここへ印判押しますか。ところが、そのときは既に小田初太郎さんはいなくなって、高野宏一郎が市長だった。そこで、しょうがないから、書類不備につき差し戻すという扱いをしてもらって、高野宏一郎の戸籍謄本をとり直してやった。私何を言っておるか。選挙管理委員会もどうもならぬです、これは。ほかの行政事務もどうもならぬです。これが佐渡市の行政の実態だということで、まことに心苦しかったけれども、本物の資料として皆さんにお示しをしておる。総務課長、こういうことどう思いますか。

○副議長（岩野一則君） 総務課長。

○総務課長（親松東一君） 非常に大変なことでありますので、今後そういうことのないように十分注意するように庁議等で注意を促したいと思っております。

以上です。

○副議長（岩野一則君） 58番、加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） これで選管逃れたと思ったら大間違いなのだ。それでは、あなたたちが出したというこのチラシのどこに呼称を書くと無効になるから、実名を書いてくださいと書いてありますか。あるところあったら読んでください。

○副議長（岩野一則君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（仲川敏明君） このチラシといいますか、この中にはあくまでも正しい氏名をお書きくださいということで、呼称云々のことにつきましては触れておりません。

○副議長（岩野一則君） 58番、加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 呼称は書くなとは書いていないと。そうすれば、こんなものを出して市民がわかりますか。呼称は書いてならぬと書いていないのだから、候補者の氏名を書きなさいというのは一般的な当たり前のこと。それでは、あなたたちは投票用紙を渡すときに呼称を書かないで氏名を書いてくださいと言って札を渡したと書いてある。私行っただけでも、そんなこと言われませんでした。だれに言ったのですか。

○副議長（岩野一則君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（仲川敏明君） 呼称を書くとか書かないとかという、そういう説明といいますか、案内はしておりません。

○副議長（岩野一則君） 58番、加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） これで選管の質問終わるけれども、そうすると呼称は無効にしたけれども、呼称を書くとか無効になるということを明示して選挙民に知らせたことはないというふうに理解してよろしいですか。

○副議長（岩野一則君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（仲川敏明君）　そもそも呼称を書け、書くなというようなことは申し出ておりませんし、書いた場合それが有効になる、あるいは無効になるということも、そういうことは事前には申し上げておりません。あくまでも開票時の選挙長の判断によるものであります。

○副議長（岩野一則君）　58番、加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君）　本当はここでとまるのです。だけれども、とまるとまたざわめくから、本当にこんなざわめくことをやられて、皆さんがご迷惑するのです。

そうすると、もう一つ、余談だから、聞いておくけれども、このままいって県選管が審査申し立てで佐渡の選管の選挙執行には瑕疵があると、よって呼称票を見直してやり直せという答えが出て、そうすると結果が違ってくるのです。それで、高裁いった場合はどれだけかかるとお思いますか。期間ですよ。

○副議長（岩野一則君）　選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（仲川敏明君）　法によりますと、県への申し立てがあつてから県の方では60日以内に結論を出す。それで、不服があつて高裁へ申し立てる場合には、高裁では100日以内に結論を出すというふうに書かれております。

○副議長（岩野一則君）　58番、加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君）　高裁いったときは、このところのやりとりは証拠になりますので、これは大変なことになったなというふうに認識をして、きょうのところは選管の質問はこれにしておきます。

ただ、一つ、今私にあらゆる証拠を見せられたわけでありまして。ここで改めて加賀が示した資料が本当に加賀が示して質問したとおりのものなのかどうか、総務省と山形県新庄市へ問い合わせしてみるなり、あなたたちが出かけていって確認するなり、そういう作業を職員にさせますか、委員長。

○副議長（岩野一則君）　選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（林 千隆君）　お答えいたします。

この件につきましては、異議の申し出がなされておりますので、県の選管の関係ございますので、審査の結果を見て対処したいと思います。

○58番（加賀博昭君）　勘弁ならぬな。副議長、私の聞いておることと違うことを言っておる。よく注意をしてください。

○副議長（岩野一則君）　質問に対しては明確にお答えください。

○選挙管理委員会委員長（林 千隆君）　お答えいたします。

県の結論が出た上でその結果を検討したいと思っております。

○副議長（岩野一則君）　今の加賀議員の質問は、調査をするかしないかというご質問だかと思うのですが。

〔「だめなら書記長だ」と呼ぶ者あり〕

○副議長（岩野一則君）　選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（仲川敏明君）　今現在県の選管の方へ審査の申し立てが出ているというふうに聞いております。でありますので、聞いたばかりでありますので、その話をお聞きしまして、結論を出したいと思っております。

○58番（加賀博昭君）　副議長不信任出さなければならぬことになるぞ。私の聞いておるのは、私が今二つの資料を出したわけです。それでは、勘弁ならぬから、もう一つ資料出しましょう。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○58番（加賀博昭君） 特区は十分やるから、心配するな。

これは、公職選挙法施行規則27条、様式だ。あなたたちは、これは県に提出しておる書類ではないですか。これは私が書いたのだけれども、候補者でない者または候補者となることができない者の氏名を記載したもの、ここへ417と書いて県に提出しておるのではないですか。それが屋号ではないのですか。

○副議長（岩野一則君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（仲川敏明君） 無効投票の内訳の分類のことですと申しますが、この中でただいまお話ありました候補者でない者または候補者となることができない者の氏名を記載したものという分類であります。これですべてが呼称であるとか屋号ということはこれでは確認できませんので、417がすべて呼称、屋号であるというふうには私は申し上げられません。

○副議長（岩野一則君） 58番、加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 大体はあなたたちの言っておるのほうだけれども、ここであなたとこれ議論やっておるとこの後がやれなくなるから、やめておきます。

では、いよいよ特区いきます。市長、いいですか。特区というのは、先ほど民間も提案はできるが、申請はあくまでも市町村長だ、だから市町村長というのは重要なのだぞと、こう言っておる。それを端的にあらわしたものがあつたのです。特区をやるなら腹くくってやれというのがある。こうなつてゐる。特区をやるとうする市長の心構え、一つ、ビジョンなき市長は特区を言う資格はない。二つ、特区担当補佐官を設置すること。あなただけではだめだ。地恵は金、情報は武器だ。このことをわきまえていなければ特区はできぬと書いてあるのです。認めますか。

○副議長（岩野一則君） 市長。

○市長（高野宏一郎君） 非常にありがたいご忠告だと思つて受けとめます。後でその本の名前ちょっと教えていただけますでしょうか。

〔「赤本は渡せないけど」と呼ぶ者あり〕

○副議長（岩野一則君） 58番、加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） これは、総務省からもらつてきたのだから、簡単にはやれぬけれども、後で貸してあげましょう。

そこで、私申し上げたい。一体特区というのは国の金を使ふというのか使つてならぬというのか、どちらですか。

○副議長（岩野一則君） 市長。

○市長（高野宏一郎君） 非常に難しい質問ですが、財政的な支援をするものではないというふうには理解をしています。ただ、先ほど議員がおっしゃつたように、知恵を使つていろんな地域のためになるようにしろというふうには自分は考えております。

○副議長（岩野一則君） 58番、加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） これから生々しい例で申し上げます。ここに証人がおるので、やりにくいだけれども。先ほど私が両津市民病院と歌代の里には境がない、何でこんなことをやつたか。畑野にときわ荘というのがある。あれは、もともと特養の土地だつたのだ。富田實純という坊さんが町長をやつておつたこ

とがある。彼が買った土地なのだ。それをいよいよ特養を建てるようになったら、両津が行って両津によこせと。そうしたところ、人でなしたとかなんだとかみんなで寄ってたかって当時の両津市長をいじめたのだ。だけれども、私のところへ電話が来た。加賀、どうする、いじめられてだちかん。あれは広域圏事業だ、一人でも反対すれば多数決では押し切れぬから、おまえ頑張れと、こう言った。頑張った。そうしたら、両津は横車は押すわ、でたらめのことを言うわ、乱暴者だから、それなら特養建設費は一切両津が持てと、こういうことになった。加賀、どうする、こういう話。それはだめだ。なぜだめだかということば、建てた品物のベッドはみんな各10カ市町村に分けてやらなければならない。相川何床、佐和田何床、それはだめだ。

そのときの町村会長というのが田中一郎という警察をやっておったくせ者だと、こうおれは言うのだが、ここに身内がおるから、余り大きい声では言えぬのだけれども、これが田中ドクトリンというものを発表した。どういうことか。特養を建設する者は今後3分の2を持つことと。両津とは言わないけれども、両津と、こう言っておるわけ。電話が来た。加賀、どうする。わかっておる。そのぐらいのことはしようがないだろう。両津が悪いのだから、我慢せいと。しかし、頭を使おうと。どんな建て方しても文句言うなと、これだけはとってこい。とってきた。だから、私がさっき言ったように、厨房は仲間、リハビリセンターは特養につくらせて両津病院が使う。最後には両津が分捕ればいやと、こういうことで、そうすれば3分2出したって罰当たるまいと。これが特区の精神なのです。国は銭を出さない。国に金を出せと言わないことで知恵を出せと。さあ、私は先ほど特養、老健、デイサービス、これは三つ一緒にしてやれと、こう言った。どうしたらいいですか。9分しかないので、非常に時間が切迫したのです。

もう一つ言っておきます。これはけさ、観光商工課長、実はおれは菊池安定所長からもらっておった。ポケットに入れて落としてしまった。これはどういうことか。佐渡地域雇用促進協議会会則。市町村長が集まって佐渡を活性化するには学校を建てたらどうだと、こう言っている。どういう学校がいいというから、それは産業と結びついた学校でなければだめだ。越佐海峡荒波越えて本土から佐渡の大学へ勉強に来る若者がおるわけじゃないではないか。そこで、私がやれと言ったのが介護専門学校。幸い看護学校があります。佐渡病院建てかえます。その折に看護、介護学校を建てなさい、そうすればできるではないかと、こういうこと。そのためには働き場所をつくらなければならぬ。それでは、特養400床と老健300床で雇用人員幾らと踏んでいますか。

○副議長（岩野一則君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（熊谷英男君） 急なお話ですので、今一気にちょっとお答えしかねますので。

○副議長（岩野一則君） 58番、加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 400人でございます。佐渡市の職員の平均給料が500万円ということなのです。これは民間にすれば400万。400万で幾らになりますか。これは法律がありますから、400人はどうしても雇用しなければならぬ。そうすると、幾らになりますか。単価400万。

○副議長（岩野一則君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（熊谷英男君） お答えいたします。

20億ということですよ。

○副議長（岩野一則君） 58番、加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） それでは、これは2年分計算してください。一体赤泊の特養で国県補助金は幾らですか。1億7,000万足す7,500万、計算してください。

○副議長（岩野一則君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（熊谷英男君） お答えいたします。

国県合わせまして2億4,930万6,000円であります。

○副議長（岩野一則君） 58番、加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） ここが大事なの。国の特区というのは、あのやつは悪いやつで、しかしこいつは逆手にとればいい。国も県も補助金要りませんと。そのかわり認可下さい。うちは特区でやります。皆さん、聞いておる人わかったでしょう。種明かし。国からもらえるのはたった2億4,900万です。たった50床です。そんなものは要らぬから、国からお金もらいませんから、認可だけ下さい。そうすればこっちは、若者が働き場がない、働き場がないと言っている。市民の皆さん聞いておいてください。このところは違う。働き場が欲しい、欲しいと言っている。そして、最近が高まではいきませんが、中年層で今介護の時代だから、免許取っておけばどこかで使ってもらえるかと35、40というのがかなり免許持っておる。この人たちを使うと一遍に400人の職ができるではないですか。今企業誘致してそんなものできますか、2年や3年で。ここが特区の魂だ。企画情報課長。

○副議長（岩野一則君） 企画情報課長。

○企画情報課長（齋藤英夫君） 加賀議員さん、今ほど大変貴重な提言をいただいたというふうに考えております。私ども特区の担当課ということでありますので、今ほどの提言等につきましては今後の参考にさせていただきます。よろしく申し上げます。

○副議長（岩野一則君） 58番、加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） それでは、今私の話を聞いてあなたがどのぐらい応用問題が解けるかテストをします。

あなたトキ特区と言っておる。トキ特区をやって国から金が来ますか、来ませんか。来るとすればどこへ来ますか。その応用問題が解けなければ勉強不足ということだ。答えてみい。

○副議長（岩野一則君） 企画情報課長。

○企画情報課長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

今トキ特区というふうなお言葉がございました。このやり方はどのような方法で持っていったらいいのかということも含めて勉強させてもらいたいと思います。よろしく申し上げます。

○副議長（岩野一則君） 58番、加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） それでは、もう一つ加賀ノウハウというものを指導しておくから、しっかり勉強してください。

昭和30年代に環境庁は久知山を中心に前浜の山を買い取っておる。我々が手がつかないようになっておる。ご存じですか、どのぐらいあるか。

○副議長（岩野一則君） 答弁者。

〔「まあ、いいわ」と呼ぶ者あり〕

○副議長（岩野一則君） 58番、加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君）　すぐ答えられるはずなのだけれども、答えないのだから、それはいいが、このところがノウハウなのだ。いいですね。そこで、国はまさかトキ特区で銭取られるなどということはゆめゆめ考えておりはせぬ。おまえが買い占めた山はどうするのだ、こっちの方から逆襲する。トキを山へ返すということは、松がさっぱり枯れてしまって荒れ放題になっておるあの山をトキが喜んで飛ぶ山につくりかえなければならぬではないか。別にトキを放すために金くれとは言わぬけれども、自分の山ぐらいいは国が金を出して整備せいと、こういう主張は当然だと思いが、どうですか。

○副議長（岩野一則君）　市長。

○市長（高野宏一郎君）　答弁者が出てこないものですから、失礼して。本当に考え方としては、さっき言いましたように、全く同じだと思うのです。山が本当に買い占められたかどうかというのは私は残念にして知りません。しかし、もしそういうことであれば、あるいはもしそういうことに近いことがあれば、知恵を働かせて何とか我々に有利になるように駆け引きをさせてもらいたい、このように思います。

○副議長（岩野一則君）　58番、加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君）　我が城腰というのは40戸でございしますが、当時の金ですよ。昭和30年代のお金で300万。だから、あれは国が管理する責任がある。いよいよ国が国の責任においてトキを山へ放すということになれば、まずこの山がトキが喜んですめるような山につくりかえてもらわなければならぬ。これは、最近雇用促進も含めて森林組合に1日の日当6,500円、これで山を緑にせよという運動をやっておるが、これに乗せて、そしてやらすということは私は非常にいいことだと思うのですが、考えてみませんか。

○副議長（岩野一則君）　市長。

○市長（高野宏一郎君）　今の件については農水課長に説明させます。

○副議長（岩野一則君）　農林水産課長。

○農林水産課長（齊藤 博君）　お答えいたします。

先ほど森林組合の話も出ましたが、佐渡には四つの森林組合ありますので、そこにしっかり対応していただくように、ある程度山をきれいにしていただくようにしたいと思っております。

○副議長（岩野一則君）　58番、加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君）　その場合この間のような事件を起こさぬようにしっかりやりなさい。そのように心がけるか答弁してください。

○副議長（岩野一則君）　農林水産課長。

○農林水産課長（齊藤 博君）　南佐渡森林組合みたいな事件を二度と起こさないように注意いたします。

○副議長（岩野一則君）　58番、加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君）　後であなたにこの本上げるけれども、この本にも書いてあるのです。補佐官をもってしっかり行政が勉強しないと特区はできないのだ、こうなっているのです。それには民間人はだめなのです。民間、民間と言っておるけれども、ろくなのおらぬでしょう、この辺おる者なんて。やっぱり行政です。何で行政が要るかというのをやるには最低10分要るのです。だから、これは後日またやることにして、私は市役所の職員から特区専門チームをつくるべきだと思うが、できると思いますか、できないと思いますか。現在の人員でどうですか。

○副議長（岩野一則君）　市長。

○市長（高野宏一郎君） 必ずしも専門で、補佐官というのは初めて聞きましたものですから、ちょっとさ
ておきまして、それ以外のところは、話が進むにつれ仕事の負担が大きくなると思いますが、当初の組み
立て程度はチームをつくって十分できるというふうに思っております。

○副議長（岩野一則君） 58番、加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） これは、絶対専門チームをつくらなければならぬ。そこで、環境保健課長、私が計
算をすると小木の焼却場、あれはとめてしまった方がいい。あれをとめると小木でゴミ焼かない、おまけ
に私の計算だと2億3,700万以上、人件費で4,400万以上浮くと思う。人間で8人ぐらい浮くことになる。
こういうふうにして浮かせた人間を専門チームに編成して、小木の連中にやらせるというのではないのだ。
球数で言っておるのだ。そうしてやればできる。それを立ち上げなければできないと私は思うが、あなた
はどうですか。今度は具体的にやるよ、あなたの答弁によっては。

○副議長（岩野一則君） 市長。

○市長（高野宏一郎君） またまたすばらしい提案をいただきました。今ご存じのように新しい市が立ち上
がったばかりなので、それもこれも一緒にして、そればかりではないと思うので、建設計画の内容につい
ても検討して……

〔「あれこれいくな。今特区だけだから」と呼ぶ者あり〕

○市長（高野宏一郎君） 特区だけについては、専門チームが必要になるとときには必ず専門チームをつくり
ます。

○副議長（岩野一則君） 58番、加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） かつて両津のすこやか両津、あれは金井につくることになっておった。私どもが行
って県に談判しまして、10カ市町村の議会が行って談判して、県がそれではあれですな、10カ市町村の議
員が全部来て金井につくるのを両津病院のところにつくってよろしいという陳情ですなど、こう言われた
ことある。そのとおりだ。そのときでも伊豆野市長は6人から成る職員専門チームをつくって調査をさせ
て、やっぱり加賀の言うとおりでということをやったという経緯があるのです。特区は、これの10倍も大
きい事業です。そんなちよろちよろしたようなやり方でやれると思ったら大間違い。どうですか、答弁。

○副議長（岩野一則君） 市長。

○市長（高野宏一郎君） ちよろちよろと言われると困るのですが、専門チームが必要になったときにはき
っちりつくらなければいかぬというのは十分認識しております。

○副議長（岩野一則君） 58番、加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） この後も折に触れてやるけれども、今私が言ったのをやれば特養と老健とデイサー
ビスが一気に解決して、職員は400人から500人雇用する。それは、人材派遣センターできちり教育して
確保すれば、行政の金は一銭も使わないでもいいというのが我が輩が組み立てた政策の計画であるが、今
後またやるとして、市長もこの機会にぜひ研究してほしい。答弁願います。

○副議長（岩野一則君） 市長。

○市長（高野宏一郎君） 十分研究します。すばらしいアイデアをいただきました。

それから、特に例の建築を自前でやるという意見については、一部私も似たようなことを考えて、課長
には調べさせてあります。そのとおりいくかどうかは国と十分打ち合わせをしまして、それができれば安

上がりのさっきの加賀議員のアイデアも生きてくるのではないかというふうに思っております。
以上。

○副議長（岩野一則君） 58番、加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 私の質問聞いてくださった市民の皆さんに最後にごあいさついたします。
これをやれば佐渡は生き返ります。ぜひひとつ期待をして見守っていただきたい。
終わります。

○副議長（岩野一則君） 以上で加賀博昭君の一般質問は終わりました。
10分間休憩いたします。

午後 4時37分 休憩

〔議長、副議長と交代し議長席に着く〕

午後 4時47分 再開

○議長（浜口鶴蔵君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

会議時間の延長

○議長（浜口鶴蔵君） 本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ定刻より延長いたします。

追加日程 報告第6号、報告第7号、議案第79号～議案第83号

○議長（浜口鶴蔵君） それでは、ただいまお手元に配付したとおり市長から追加議案が提出されました。
お諮りします。お手元に配付したとおり本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付したとおり本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。
報告第6号から報告第7号までについて市長の報告を求めます。
市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、報告を6号、7号とさせていただきます。

報告第6号 社団法人佐渡市真野自然活用村公社の経営状況について。市が出資しております社団法人佐渡市真野自然活用村公社の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、事業計画及び決算に関する書類を提出するものであります。

報告第7号 有限会社クリエイトはもちの経営状況について。市が出資しております有限会社クリエイトはもちの経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、事業計画及び決算に関する書類を提出するものであります。

以上であります。

○議長（浜口鶴蔵君） 次に、議案第79号から議案第83号までを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、議案第79号をご説明します。

佐渡市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、沢崎簡易水道の区域拡張事業を実施することにより、給水区域、計画給水人口及び計画1日最大給水量を改正するものです。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第80号 市有財産（建物）の譲与について。本案は、精神障害者福祉の充実に向け、新穂支所管内で計画が進められていた小規模通所授産施設の整備並びに社会福祉法人とき福祉会の設立に伴い、基本財産として旧新穂村立第二保育園園舎を譲与するものであり、地方自治法第237条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議案第81号 高千漁港（石名）広域漁港整備土木一式工事請負契約の締結について。本案は、相川地区高千漁港（石名）広域漁港整備土木一式工事について請負契約を締結したいので、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議案第82号 損害賠償額の決定について。本案は、平成12年11月23日に旧金井町、現佐渡市ですが、中興地内の国道350号の歩道を自転車で走行中、市道中興111号線との交差部の歩道が途切れて水路が接している箇所から自転車に乗ったまま転落し、頸椎損傷による四肢麻痺の障害を負った方に対する道路管理瑕疵事故、これは人身事故であります。について損害賠償の額を定めるものです。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議案第83号 平成16年度佐渡市一般会計補正予算（第1号）について。本予算は、旧金井町町道で発生した自損事故について、道路管理責任を問う民事訴訟事件が起こされていたところ、今回原告との間で和解内容が大筋合意したので、その損害賠償額等について補正を行うものであり、総額2,246万2,000円を追加し、累計予算額を535億1,246万2,000円とするものであります。歳出は、損害賠償金1,800万円、法律顧問委託料446万2,000円であります。その充当財源として賠償補償保険料2,244万円、地方交付税2万2,000円となっております。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） これより議案の順序に従い質疑を許します。

議案第79号 佐渡市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第79号についての質疑を終結いたします。

議案第80号 財産の譲与についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第80号についての質疑を終結いたします。

議案第81号 高千漁港（石名）広域漁港整備工事請負契約の締結についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第81号についての質疑を終結いたします。

議案第82号 損害賠償額の決定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第82号についての質疑を終結いたします。

議案第83号 平成16年度佐渡市一般会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第83号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第79号から議案第83号までは、お手元に配付してあります議案付託表のとおりそれぞれの所管の委員会に付託します。

○議長（浜口鶴蔵君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 4時55分 散会